

令和3年12月15日

令和3年第4回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和3年第4回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和3年12月15日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時11分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑	武	志		
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰	正		

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 高山豊彦 3番 藤井清隆

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和東町一般会計補正予算（第4号専決）

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第 1 1 号 令和3年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に
関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 4 回定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 4 回の和東町の定例議会を招集させていただきましたところ、議員全員の皆さんのご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の定例議会には、補正予算等の議案案件、そして同意案件、諮問案件等を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりのご承認を賜りますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番、高山豊彦議員、3 番、

藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月24日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諸般の報告をさせていただきたいと思います。

和東町湯船地内の町道湯船朝宮線沿いの山林内におきまして、去る12月12日、日曜日でございますが、午後に、体長約1.3メートル、体重70キログラムぐらいの雄のツキノワグマ1頭がイノシシのおりで捕獲されましたので、報告させていただきたいと思います。

これまで京都府山城広域振興局管内でのクマの捕獲は前例がなく、また、和東町内での目撃情報もない状況でありましたので、この事象は初めてのことであります。

経過を申し上げますと、13日、月曜日ですが、農村振興課に捕獲されているとの報告がなされ、その日の午前中に京都府広域振興局、木津警察署と現地確認を行いました。その午後には、湯船区、そして猟友会に今回の件を報告し、13日から住民の皆様へ防災行政無線で注意喚起の周知をさせていただきました。

14日、火曜日でございますが、笠置町、南山城村、滋賀県甲賀市への状況を報告するとともに、緊急の管理職会議を招集いたしました。相楽東部広域連合教育委員会

教育次長、学校教育課長も同席を求め、情報共有、住民の安心安全対策について調整をさせていただいたところでございます。

今後、京都府においてツキノワグマのDNA検査、痕跡調査等を実施される予定であり、住民への周知や情報提供においても、京都府と協議を進めながら対応させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

諸般の報告とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、和束町議会令和3年第4回定例会報告書に基づきまして報告をさせていただきます。

報告書のほうをよろしく願いいたします。

報告第11号

令和3年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書

令和3年12月15日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

令和3年度（2021年度）城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

次ページをお願いいたします。

議案第2号 令和3年度（2021年度）城南土地開発公社（第1回）補正事業計画並びに補正予算についてということで、令和3年8月20日に提出され、同日可決されております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和3年度（2021年度）城南土地開発公社（第1回）補正事業計画でございます。

3ページにつきましては、令和3年度（2021年度）城南土地開発公社（第1回）補正予算となっております。

4ページ以降につきましては、令和3年度（2021年度）城南土地開発公社（第1回）補正予算実施計画等が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和3年10月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、総務厚生委員会報告をいたします。

本委員会は、11月30日に町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、令和3年度事業の進捗状況について事務調査を行いました。

初めに堀町長から、新たな変異株「オミクロン株」が確認されたことにより、今日から外国人の入国を禁止された。コロナの収束が見えない中で住民の不安もあるが、今後も引き続き十分感染対策等対応していきたいと挨拶されました。

次に、令和3年度予算の進捗状況の説明があり、一般会計の予算執行状況は、36億2,500万円の予算現額に対し、歳入23億2,545万円、収納率が64%、歳出15億497万円、執行率は42%でした。

主な事業の進捗状況を見ますと、茶源郷情報配信システム光ボックスについて、コロナの交付金を活用し、現在、新システムによるタブレットへの機器更新を行っている。

高齢者の路線バス利用促進のため、数え70歳の方を対象とした希望者に1円の乗車券をお渡しする事業では、11月29日現在で40の方に交付されている。今年度の奈良交通バスへの赤字補填は、利用者の減少により4,000万円以上の補填を行わなければならない。

相楽東部地域の新しい公共交通計画を策定するに当たり、11月19日に実施したJR関西本線沿線地域公共交通懇談会では20人の参加があった。

新型コロナ感染症拡大防止対策事業として、PCR検査の助成については、任意のPCR検査に対し費用の3分の2を助成するものだが、国も検査無料の予定をされている。今後検討する必要がある。

高校生・大学生等就学応援給付金事業では、高校生1人5万円、大学生1人10万円を給付するもので、既に10人に給付しており、現在申請の受け付けを行っている。

これら説明に対して各委員からは、6月補正で計上されたPCR検査の助成について、まだ周知もされず事業が動いていない。コロナ第5波では、かなりの感染拡大があった。その時期になぜ実施されなかったのか、理由や現在の状況は。

診療体制について、先日京都府が発熱時等の診療検査医療機関の公表をされたが、本町の国保診療所が入っていなかった。事情はいろいろあるが、国保診療所が地域の第一医療の根幹である。今後、診療所も含めた総合保健福祉施設が整備されるが、医師の確保も含め、安定的な診療体制づくりが必要である。コロナワクチン接種3回目の情報がいろいろと流れている。本町はどのように進めるのか。

地域公共交通については、東部3町村連携してやっていくことも必要だが、町独自で交通システムを構築していき、議論をすることが大事。全国のいろんな情報を参考にし、本町にふさわしい計画を示していかないと深い議論になっていかない。今後そ

のような機会を設ける検討は。

防犯カメラの設置について、個人的に設置されている家庭もあるが、区と一緒に
なってポイントポイントに設置する考えは。

高齢者の福祉サービスである配食サービスについて、コロナ禍の中、回数等どのよ
うな状況になっているのか。従来から通年の事業になっていないが、今後、高齢者の
一人暮らしも増え、食の面からも重要になってくる。改善の方法は。

その他、マイナンバーカードの申請状況やコンビニ交付の状況は。

各課事業を実施するに当たって、課内での職員の情報共有の体制や防災行政無線で
お知らせを流す基準は。

ふるさと納税について返礼品の商品開発を前向きに進めてほしいなど活発な質疑や
意見など出されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きます。産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、去る12月1日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行いま
す。

初めに町長から、10月に内閣府の調査があり、都会から田舎へ移りたいという方
が3割近くある。令和4年度の農水省の当初予算も農山村の多様性を重視した編成と
なっている。こういった状況の中、本町も活性化に向け、取り組んでいきたいと挨拶
されました。

その後、各課から、本年度の予算執行状況や事業の進捗状況について報告がありま
した。

重要文化的景観調査研究事業では、12月中頃から、原山・撰原・釜塚地域などの
茶工場の外観調査を実施する。

移住・定住促進事業では、11月15日現在、空き家バンク登録数は19件で、利用申込みは21件と、空き家バンクの活用はほぼ成立している。

サテライトオフィスの利用は、新たなビジネスチャンスを創出する場として定期的な利用が増えてきている。

グリーンスローモビリティ事業では、コロナの影響で約3か月運行を休止していたが、4月から10月までの利用者は213名となった。

来年5月に開催予定だったワールドマスターズゲームズについて、11月15日の国際マスターズ協会総会において再延期が決定された。新聞報道では2026年開催と出ているが、会期については未定となっている。

茶業振興対策費として、今年4月にあった凍霜被害茶園の対策補助に1,183万円を執行。

豊かな森を育てる府民税交付金事業では、和東中学校や運動公園に木製ベンチや木製階段の設置を予定している。

コロナ対策として、9月の予算補正に計上された生活応援商品券については、11月に全住民に配布した。また前年度からの繰越事業では、体験交流センターの改修工事については全て完了した。

祝橋整備事業では、工事は全て発注し、着々と事業は進んでいる。

石寺橋整備事業では8月に用地交渉を行い、1軒の移転の手続が完了している。

町道撰原下島線・舟尾八王子線改良工事については、現在、工事設計積算中であると説明されました。

各委員からは、町道撰原下島線拡幅改良工事について、なかなか進んでいないが、その状況は。現状と今後の予定は。長い期間かかっているので一刻も早く完成してほしい。

和東茶ブランド新商品開発事業や和東茶を生かした新産業創出事業の内容は。

林道整備では、木を切る方が高齢になり、若い人が引き続きやっていける事業へつ

ながっていかないように思われるが、現状は。

先日、府道木津信楽線原山付近で自動車事故があった。スピードダウンの看板を立てていただいているが、除草してもすぐ見えなくなってしまう。スピードを落とす方策はないか。

また、マウンテンバイクランドの今後の維持管理は。

空き家を提供される方への固定資産税の減免措置の対応は。

農地を守るため荒廃地の対策はないかなど、質疑がありました。

午後からは祝橋架け替え工事の現地調査も行いました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、岡田 勇議員。

○相楽郡広域事務組合議会議員（岡田 勇君）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、相楽郡広域事務組合議会報告をいたします。

1 1月25日、令和3年第2回定例会が開催されました。初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について次のとおり報告がありました。

大谷処理場運転維持管理業務は、本年4月に運用を開始した基幹的設備改良工事後の施設においても安定的な処理を行っている。

相楽休日応急診療所の運営について、上半期の受診者数は400人、1日平均で1.4人と前年度に比べ大幅な増加となった。コロナ禍における診療所運営は、今後の「第6波」に備え、相楽医師会や山城南保健所等関係機関と連携をしながら対応し、12月5日から発熱患者の時間的な分離をするため、当日電話予約制とした。各市町村広報において周知をお願いしている。

また、相楽圏域の広域的課題解決に関する要望活動を10月4日に、京都府知事、

副知事、山城広域振興局長及び関係部長に対し、令和４年度の京都府予算編成に際し、
９項目要望したと報告されました。

続いて、議案の審議に入り、令和２年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入
総額９億６,２８６万２,６２０円、歳出総額９億４,９２８万７,６８４円で、採決の
結果、賛成者全員で認定されました。

令和２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について
も、賛成者全員で認定されました。

その他、任期満了に伴う公平委員会委員の選任について、精華町の子谷朝子氏が選
任され、賛成者全員で同意されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、小西 啓議員。

○相楽中部消防組合議会議員（小西 啓君）

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

１１月２５日、消防本部において令和３年第２回定例会が開催されました。

初めに、河井管理者から、新庁舎建設について、来年度、造成工事に着手し、令和
７年度の竣工を目指し事業を進めている。管内において、６月、９月に一般住宅火災
が発生し、３名の方の尊い命が奪われました。ご冥福をお祈りする。また、新型コロ
ナウイルス感染症については、今後も予断を許すことなく、感染防止を図るとともに、
継続的な消防体制の確保に努めているとされました。

続いて、議案の審議に入り、令和２年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入
総額１５億５１４万９,６７５円、歳出総額１４億５,５８６万９,１８１円で、採決
の結果、賛成者全員で認定されました。

次に、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「情報公開条例等の一部改正」、
最低賃金の引上げに対応した「会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正」

について、賛成者全員で可決。

人事院勧告に伴い、期末手当を減額する「職員の給与条例の一部改正」については、賛成多数で可決されました。

また、一般会計補正予算について、消防施設整備資金積立基金など1,501万9,000円を増額し、賛成者多数で可決されました。

その他専決処分として、加茂査察車物損事故による損害賠償について報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、山城病院組合議会、畑 武志議員。

○山城病院組合議会議員（畑 武志君）

それでは、山城病院組合議会報告を行います。

令和3年11月5日9時30分から、山城総合医療センター会議室で行われました。

最初に、組合議会議員であった杉岡義信議員のご逝去を悼み、1分間の黙祷を行いました。

続いて、諸般の報告は河井規子管理者から、定例会への提出議案等の説明がございました。

続きまして、一般質問でございます。

木津川市の山本しのお議員から、南山城村の齋藤議員から、木津川市の宮嶋議員の3名の方から質問がありました。

続きまして、認定第1号では、令和2年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定についてでございます。

内容的に少し報告をいたします。

収益ではコロナウイルスの影響を受け、外来・入院収益ともに前年度で大幅に減少いたしました。入院収益は前年度比約1億2,804万円の減、外来も収益が2,92

2万円の減でありました。

医業外収益では、コロナ関連の補助金等により前年度より約3億1,945万円の増で、事業収益は前年度比約2億8,382万円の増でありました。

医業費用では、会計年度任用職員制度施行やマンパワーの充実等により給与費の増、医業外費用では、コロナ感染症の対応従事者に対する慰労金の支出等により、事業費用が前年度比約4億1,989万円の増でありました。

その結果、令和2年度決算は約1億3,222万円の赤字決算となり、挙手全員で認定されました。

認定第2号では、令和2年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございます。

回転率の上昇により退所者数以上の入所者を確保できなかったことから、入所者数は減少し、新規入所者の増による算定の加算や施設分類の「加算型」で算定できるようになったことで、施設療養収益は前年度より約36万円の微減。短期入所療養収益は前年度比約470万円の増、通所リハビリ療養収益は前年度比343万円の増、療養外収益と合わせ、事業収益は前年度より1,682万円の増となりました。事業費用は、会計年度任用職員制度の施行による給与費の増加、介護士の派遣職員の増による委託費の増加等により前年度比5,053万円の増。結果、令和2年度決算は約4,726万円の赤字決算となりました。

結果、挙手全員で認定されました。

第8号議案では、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和3年度人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を年0.15か月減じるものでございます。

挙手多数で可決されました。

第9号議案では、国民健康保険山城病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、挙手全員で可決されました。

第10号議案では、国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

「育児休業をすることができない職員」を見直し、「非常勤職員の休業期間」の設定、「育児短時間勤務をすることができない職員」の見直し等を行うもので、挙手全員で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、井上武津男議員。

○相楽東部広域連合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和3年第1回臨時会が9月27日午前9時30分から、和束町体験交流センターホールにおいて開催されました。

開会宣言に続いて、議席の指定、会議録署名職員の指名、会期の決定に続いて、付議された議案について審議が行われました。

議案第6号 令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）の件については、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事に係る工事請負費が主なものであり、工事の概要などについての質問があり、全員賛成で可決され、会議は閉会いたしました。

また、令和3年第3回定例会が12月10日午前9時30分から、南山城村議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会調査報告を経て、3名による一般質問が行われました。

初めに、本町の村山議員が相楽東部連合全般について、続いて、笠置町の大倉議員からは教育委員会のあり方などについて、南山城村の頭鬼議員から学校におけるいじめ問題等について、それぞれ質問されました。

続いて、議案について審議が行われました。

認定第1号 令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については、決算額を歳入総額9億34万7,744円、歳出総額を8億9,360万6,014円とするものであり、議員からは、GIGAスクール用備品の内容やごみ質分析業務の結果などに係る質問が出され、審議の結果、全員賛成で認定されました。

議案第7号 令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ1,265万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,879万円とするもので、主に、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事に係る施工監理の委託料や学校における飛沫防止用アクリル板・CO₂モニターの購入に係る経費が計上されたものでした。

議員からは、CO₂モニターを設置することの理由に係る質問が出され、審議の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第8号 工事請負契約の締結の件（相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約）については、工事請負額が5,000万円を超えることから、議決を求めるもので、審議の結果、賛成多数で可決され、最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。答弁は簡潔明瞭に

願います。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

皆様、おはようございます。公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

本町では、「第5次総合計画」と併せて「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定され、9月の第3回定例会で報告がありました。今回はその中の「生活環境の整備」と「地域旅客運送サービス」について質問をさせていただきます。

生活環境の整備についてですが、公共下水道の計画区域においては接続率の向上を目指す。また、公共下水道の計画区域外においては合併浄化槽設置への支援を継続し普及促進を図るとの内容になっていますが、これを進めるに当たっては本町として大きな課題があると考えております。

そこで、6点質問をさせていただきます。

- ①第5次総合計画による公共下水道事業の推進及び浄化槽の普及促進の目的は。
- ②公共下水道の整備状況及び接続状況は。
- ③公共下水道が未整備の地域とはどの地域か。また、その対策は。
- ④合併浄化槽の設置率は。
- ⑤公共下水道への接続や合併浄化槽を設置するための平均的な個人負担額は。
- ⑥公共下水道利用者及び合併浄化槽利用者の平均的な年間の負担額は。

それぞれご答弁をお願いいたします。

二つ目に、地域旅客運送サービスの構築についてでございますが、先日、11月19日に「JR関西本線沿線地域公共交通懇談会」が本町において開催をされました。住民の皆様から今後の交通サービスについて様々ご意見が出されました。

そこで、質問をさせていただきます。

今後どのような交通サービスを、どのようなスケジュールで検討されるのか、ご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問といたします。2回目以降は自席から行わせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員から質問いただきましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

私のほうから、最初に、基本的な方向に答弁させていただきまして、具体的なご質問もいただいておりますので、担当課長からも答弁させていただきたいと、このように思います。

最初に1番目として、第5次総合計画による公共下水道の推進及び浄化槽の普及促進の目的はについてであります。第5次総合計画における基本計画3といたしまして、自然と共生し、安心・安全な郷、基本施策3、上・下水道の整備に、目指す目標像として、「安全でおいしい水の確保と、きれいな水環境を創りあげていくため、住民誰もが環境との共生意識を持ったまちづくりを進めます。」と掲げており、施策方針は、公共下水道の推進として、「供用を開始した地区に対して、未接続世帯の下水道本管への接続を促進するとともに、合併浄化槽の設置の推進と支援を継続し、水洗化の普及に努め、住みよい環境づくりを進めます。」と、このように計画に掲げております。今後もその計画の下、あとはまた課長から具体的な答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、環境面では、平成12年度の下水道施設稼働後、和東川に蛍が戻り、和東川の水質は格段によくなっていることは言うまでもありません。しかしながら、現状は施設稼働から20年が経過し、下水道施設・設備の老朽化が進んでいることや下水道

本管への接続率が伸び悩んでいること、浄化槽の設置が進まないことなどの課題を抱えていることも現実であります。

近年は下水道事業におけるストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化に取り組むとともに、浄化槽の普及促進に向けた補助事業を継続し、今後、将来にわたり、きれいで豊富な水源を維持できるよう、水の循環システムだけでなく、節水、河を汚さないなど、自然を大切にする生活を心がけていく必要があると考えています。

なお、ほかにいただきました下水道事業、浄化槽事業に係る質問につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、地域旅客運送サービスの構築について、（１）今後どのような交通サービスをどのようなスケジュールで検討されるのかでございます。

現在の和東町の公共交通といたしましては、奈良交通バスが加茂駅と湯船の小杉間を１日平均１２．８往復するとともに、木屋地域につきましてはバス路線から外れることから、加茂駅や役場周辺まで定額で乗車できるタクシーを運行し、さらに笠置町と南山城村との３町村で共同運行する相楽東部広域バスが、南山城村から加茂駅を週４日、１日４往復の運行をしております。

また、平成２９年度から導入している「グリーンスローモビリティ」につきましても、既存公共交通を補完する新たな輸送サービスとして住民の皆様を活用していただくため、昨年度の１０月から１１月に、石寺、西和東、中和東の３ルート、３月には柚田、別所ルートの実証実験を行い、住民の皆様にとって利用しやすいサービス内容にするため、検証を進めているところであります。

今後の交通サービスにつきましては、現在、住民の皆様を対象として実施しています住民アンケートや懇談会でのご意見を最大限に尊重させていただいた上で、奈良交通「和東木津線」の路線維持に向けまして、路線再編やバス停までの新たな交通サービス導入等も行い、運行の支援を強化するとともに、３年後に開通を予定している府

道宇治木屋線のトンネル開通後の新たな公共交通体制も視野に入れた上で、子供から高齢者の方まで、それぞれの状況に応じた最適な公共交通サービスが選択できる体制の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

そのほかのご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、高山議員からいただきました大きな一つ目、生活環境整備について、（２）公共下水道の整備状況及び接続状況は、（３）公共下水道事業が未整備の地域とはどの地域か。また、その対策は、（５）公共下水道への接続や合併浄化槽を設置するための平均的な個人負担額は、（６）公共下水道利用者及び合併浄化槽利用者の平均的な年間の負担額はについて、建設事業課が担当します公共下水道事業について答弁させていただきます。

まず、（２）公共下水道の整備事業についてですが、計画処理面積 99.16ヘクタール、供用開始区域面積は 83.487ヘクタールとなっています。整備率につきましては 84%となっています。

ちなみに、計画人口 2,380人、処理人口 2,265人、処理戸数 1,067戸、接続人口 1,708人、接続戸数 724戸、処理人口を計画人口で割り戻した下水道普及率 95.2%、接続人口を処理人口で割り戻した下水道接続率は 75.4%、接続戸数を処理戸数で割り戻した下水道接続率は 68%、このデータにつきましては、汚水処理人口普及状況調査、毎年行われています。これが令和 3年 3月 31日現在のもの

のでございます。

次に、（３）公共下水道が未整備の地域はどの地域かについての答弁をさせていただきます。

いわゆる現在の下水道整備計画外の地域についてですが、湯船・原山の一部、柚田の一部、白栖の一部、撰原の一部、石寺・下島・木屋区となっております。

次に、（５）公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置するための平均的な個人負担額はについて答弁させていただきます。

公共下水道への接続については、まず計画地内であり、既に公共枿が設置されていることを前提に答弁します。

接続時にかかる経費として、申請時に提出いただく工事見積額から算出した、あくまでも概数でございますが、排水設備設置負担金平均値は５９万７、３１７円と算出されます。これは以前に単独浄化槽等があった場合も含めますので、若干低い額になると思います。

また、整備計画地内にあつて、新たに公共下水枿を設け接続される場合、新たに宅地として下水道を設置される場合は、プラス受益者負担金として２０万円、下水道本管への接続工事費が別途必要となります。これは立地条件によりますので、費用として出すことは難しいと思います。

最後に、（６）公共下水道利用者及び合併浄化槽利用者への平均的な年間の負担額についてですが、下水道料金一般家庭年額使用料を平成２８年度から令和２年度の平均を出しております。これでいきますと、年間３万６、４６０円と算定されます。下水道料金の算定につきましては水道使用料から算出していることを申し添え、額が出ていることをご理解いただきたいと思います。

高山議員からいただきました一般質問につきまして、建設事業課が担当します部分についての答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

よろしくお願いたします。高山議員からの一般質問に答弁をいたします。

最初に私からは、1. 生活環境の整備について、（4）合併浄化槽の設置率についてでございます。

設置率の計算に際しましては、令和2年10月1日現在を基準日として行われた国勢調査の一般世帯数を分母といたしまして、京都府にご報告しております調査の合併浄化槽の数値より算出をいたしております。20.12%でございます。

続きまして、（5）公共下水道への接続や合併浄化槽を設置するための平均的な個人負担額についてであります。

農村振興課で担当いたしております合併浄化槽について答弁をさせていただきます。

合併浄化槽の設置工事費用は現場によって多種多様でございます。比較的標準的な工事ということを前提に、例といたしまして、5人槽で約100万円、7人槽で約130万円程度の費用になるのでは見込ませていただきました。

町からの合併処理浄化槽設置補助金がございます。補助金の枠は5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円となっております。差引きをさせていただきますと、個人負担金は5人槽で66万8,000円、7人槽で88万6,000円となるところでございます。

続きまして、（6）公共下水道利用者及び合併浄化槽の平均的な年間の負担額についてでございます。

合併浄化槽を維持していくためには、点検料金と清掃料金が必要となります。点検に使う頻度、浄化槽の人槽規模にもよりますが、年3回から5回程度行われます。

費用につきましては、年間で1万2,000円から1万5,000円でございます。

清掃に関しましてはバキュームカーによるもので、浄化槽の人槽規模にもよりますが、年間3万円から9万円程度と聞き及んでおります。

参考ではございますが、現在、浄化槽の汚泥許可業者は8業者ございます。費用は業者によっても異なります。一般的によく耳にする金額といたしましては、点検料金と清掃料金を合わせまして年間5万円、6万円というところでございます。

なお、合併浄化槽の耐用年数につきまして環境省が作成したマニュアルには、躯体が30年以上、機器設備類が7年から15年程度となっております。使用年数等によりましては、点検により不具合がありました際には、その都度、補修やブロー交換に対する費用がかかることとなります。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

それでは、私のほうからは、高山議員の一般質問二つ目、地域旅客運送サービスの構築について、今後の交通サービスの検討に係るスケジュールについてお答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、本日時点で住民の皆様へのアンケート、住民懇談会、奈良交通バスに乗車した実態調査などを行いまして、バス利用者の方はもちろん、現在、全く利用されていない方からも、それぞれの生活実態に応じた公共交通に対する様々なご意見をいただいたところでありまして、現在、その結果をまとめた上で、今後の和東町における公共交通サービスの提供に向けまして、関係事業者共協議を重ねながら、新たな公共交通サービスの提案ができるよう検討を進めているところでございます。

近いうちには和東町路線バス対策協議会を開催しまして、委員の皆様には新たな交通サービスの案について協議し、今後新たな交通サービスとして実施する場合には、国や交通関係事業者、有識者等で組織します和東町地域公共交通会議に諮った上で、一日も早く奈良交通バスの利用促進につながる新たな交通サービスを住民の皆様提供

できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

ちょっと順序を入れ替えさせていただきまして、まず初めに、地域旅客運送サービスについてご質問させていただきたいと思います。

今、いろいろご答弁いただきました。この前の11月19日の懇談会、私も参加させていただきましたが、来られていた方ですね、年齢層を見ますと、やはり高齢者といえますか、若い人が少なかったのではないかなというふうに思うんですね。移動困難者といえますか、要するに、公共交通が必要な方というのは、高齢者・障害者もそうなんです、やはり高校生とか、運転免許を持たない方もそういった中に入るのでないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、今後計画を立てる上で若い世代の保護者の方ですね、小学校・中学校のPTAの役員さんでありますとかね、そういった方々にもやはりそういった場所に参加していただいて、そういった住民の声としてしっかりと受け止めていただけるような機会をつくっていただけたらなというふうに思います。

行政のほうでは計画ができた段階でパブリックコメントということで意見を募集されますけれども、そこでは一方通行のやり取りになりますから、どうしても生の声として議論ができる場所をできれば検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先日開催しました懇談会につきまして、またアンケート等につきまして、議員ご指摘のとおり、確かに高齢の方であるとか、参加していただいている方、意見の回答をいただいた方、そういった方が約60%以上になっているところでありますので、特にバスを利用しています小学生・中学生・高校生、こういった方々の特に親御さんなどのご意見を聞くために、路線バス対策協議会のほうにも各小学校・中学校の校長であるとか、またPTAの会長も参加いただいていますので、先ほど答弁させていただいた協議会の中での案を諮る上で十分ご意見をお聞きするとともに、また協議会開催後に変更等をする場合、また、さらに協議を進めたいということであれば、すぐに案を決定するのではなくて、また、そういった場を聞く機会というのを設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

できるだけ幅広い年代層のご意見を聞いていただいて、やはり住民の方が利用しやすい、よかったなと言っていたような公共交通サービスを実現していただけたらなと思いますので、ここについてはよろしく願いいたします。

続いて、合併浄化槽と下水道事業の関係なんですが、本町で令和3年2月に策定されました下水道事業経営戦略がございます。これによりますと、平成18年度に下水道計画区域を当初124ヘクタールから、先ほど答弁がございました99ヘクタールに変更されております。下水道計画区域外となった地域については、公共下水道に換わるものとして合併浄化槽を設置するということになったのかどうか、その確認をよろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

議員のご質問のとおりでございます。原山の一部、門前等で一部そういう実施が出ております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

次に、合併浄化槽の設置についてですが、先ほど5人槽、7人槽、10人槽ということで人槽の説明がございました。この処理対象となる人槽算定基準について教えてくださいいただけますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人槽は、住宅の述べ面積によって決まるものでございます。170平方メートル以下の場合、5人槽に、170平方メートルを超える場合、7人槽になります。また、その世帯の人数にも応じることとなります。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、170平米以上については5人槽ということでしたかね。それでよろしかったですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

170平方メートル以下の場合、5人槽ということで広報のほうもさせていただいているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

すみません、申し訳ございません。170平方メートル以下の場合、5人槽、それ以上の場合は7人槽ということでございますね。

そこで、私、ホームページで調べさせていただいたんですが、合併浄化槽の設置費補助金制度のご案内というのがホームページ上であるんですね。そこには先ほど地域をご答弁いただきましたが、湯船を除いては130となっているんですね。ただし書で、湯船区においては130を170に読み替えるということになっているんです。これでどちらが正しいのかということなんですが、今のご答弁が正しいんですね。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

申し訳ございません。確認をさせていただきたく存じます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今のご答弁が正しいと思います。

平成28年に京都府のほうからJIS規格ですね、これの130を170に読み替えるということで通知も来ておりますので、多分、そのときに合わせてこの要綱も変

更されたと思うんですが、一部変更されてないところがありますので、住民の方はそこをご覧になりますので、適正な表示を、また案内をお願いしたいというふうに思います。

次にですね、下水道事業経営戦略において、施設の改築・更新、管路の計画に基づき実施する財源については、使用料収入、国の補助事業の活用、不足分については基準外繰入金で補填とあります。この修理とか必要になった場合ですね、使用料収入以外は公金で賄うということによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまのご質問でございますが、高山議員のご質問のとおり、基本的には使用料で賄うというのが独立採算制の基本でございます。

なお、現行も同じように基準内の繰入れ、これにつきましては行っております。また、基準外の繰入れについても一部行っているのは事実でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

はい、分かりました。

それで、合併浄化槽の耐用年数、先ほど30年から本体についてはそれ以上50年とかいうことでもございました。環境省の生活排水処理施設整備計画の中でも耐用年数等書かれているんですが、接触材・ろ材については20年以上、永久とかあるんですが、水中ばっ気装置では10年から20年とか、あと、先ほどございましたが、ブロワなんかはもう少し短い5年とか7年とかいうことになるんですね。今、確認させていただきました公共下水道の処理施設の修理については、使用料以外は公金のほうで賄われるということなんですね。

一方、合併浄化槽の利用者については、こういった修理費は全部自前なんですね。個人が負担される。先日、住民の方からお伺いしたんですが、一部修理が必要になったということがあったそうです。これについて修理費が20万円ほどかかったということをおっしゃっておられました。修理しないと仕方ないので負担したということなんですが、この差について大きな問題があるというふうに考えてますが、公共下水道と合併浄化槽の住民の個人負担額、この差について、それぞれ両課長、どのようにお考えなのかご答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

高山議員ご指摘のとおり、合併浄化槽につきましては、故障が発生した際、全て個人負担となり、現在、補償金等の制度はないところでございます。

下水道処理の使用料の料金と先ほど申し上げました個人負担金の関係、その辺がうまくバランスが同じぐらいになっておるのか、その辺は検証する必要があると思います。もし、不公平な状況になっているようであれば、検討の課題となってくるとこと存じ上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご答弁させていただきます。

確かに、高山議員のおっしゃられるとおり、下水道事業につきましては公金でいろいろな修繕をしております。ただ、下水道事業につきましては、そのためにストックマネジメント計画等々の長寿命化計画を立てながら換えなければならない部品、そのまま維持継続させる部品等いろいろ区分けをしておりますので、その部分については

できる限りの費用負担を出さないように考えております。

また、下水道につきましては、当初に加入分担金というのが20万円発生します。この部分につきましても、浄化槽については発生しないお金になりますので、その部分からいいますと、20年間20万円がどうなるかという話になるんですけども、その点については、今後、農村振興課長が答えましたように、今後普及が進み、その後、老朽化に入った段階での話になると思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

公共下水道の分担金ということで20万円、それは最初にご答弁いただきました。そういう設置の際の費用につきましても、先ほどご答弁あったように、合併浄化槽の場合は、7人槽の場合、各家の延べ面積ということですから、現在、公共下水道が整備されていない地域の一般的な家庭を見ても、やっぱり延べ面積でいって170以上のお宅というのが多いんじゃないかなと思うんですね。それでいきますと130万円要ということになるんです。

一方では、下水道の場合は今の分担金の20万円の分だけなんですね。大きく負担額の差がある。また、合併浄化槽の場合は、その後の修理についても現状は各自が負担するというので、この負担額の違い、地域によって大きな違いがあるということですから、先ほどの環境省の生活排水処理施設整備計画マニュアルですが、ここに生活排水対策は受益者負担の原則と公共サービスの住民間の公平性のバランスの中で考えなければならない。特定の事業に対して一般会計からの補填等の形で税金投入がなされながら、一方で、個人で設置される合併浄化槽のように、住民負担に大きく求めながら生活排水対策がなされるというのは、受益者負担の原則からも住民間の公平性からも問題がある。施設整備、維持管理における適切な受益者負担と公平性の観点か

ら、関連施設間の横断的な料金制度なども含めた体制づくりについて検討願いたいとなっているんですね。これは平成14年に出てるんです。

こういったことをこれまで検討されてきたのかどうか、それについて農村振興課長、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

検討いたしておりません。

○議長（岡田泰正君）

町長、政策面の上から答弁してください。

○町長（堀 忠雄君）

高山議員から非常に大事なご質問をいただいております。基本的には、住民がどこにいてもそういったサービスは受けられるというのが基本になります。しかしながら、その地形とか、そういうことによって同じサービスができないと、こういう状況になります。だから、本当言うたら、公共下水道の整備をしたらいいんですけども、なかなかこの地域に公共下水道は入れません。だから、環境整備という建設省の事業をやってる分、それと合併浄化槽、もう一つは自治省がやってるコミュニティ、集落排水、また、農村のそれがあるんですが、和束町の計画では、合併浄化槽と特定環境公共下水道というので取り組んできました。基本的には特定環境下水道についてはいわゆる下水道処理場、これをもって一つのセットになっています。もう一つは、合併浄化槽は家庭の合併浄化槽ともう一つは広域でし尿処理場、これがセットになっています。これは一つ大きな経緯があるかと思います。

それと、各家庭においては、合併浄化槽については全部その家でやって補助金ということになるんですけども、公共下水道はご存じのように宅内枳がありまして、そ

こまでは公共でやりますね。宅内枿の中については個人でやってくださいねと、こういうことだろうと私は理解しておるんですが、非常にこの辺の差がついてきました。今、大事なことはですね、高齢化してきたり、和束町のように非常に広範囲なところで家から家が離れておったり、そして、昔のまま屋敷が広い。だから、合併浄化槽については何人槽だけでは基準が決まらない。いわゆる宅地の面積が入ってくるんですね。

先ほどありました、170だったら7人槽、そういう槽で見ていかないといけない。1人でもそんだけの面積があればそんだけの槽を入れなきゃならない。合併浄化槽の場合は人数だけじゃないんですね。だから、1人で広い屋敷に住んでいたら大きな槽を設けなければならない。この辺のところの中で、私も今、聞きまして、勉強不足のところ申し訳ありませんが、過疎地域として過疎対策法にのるのか、辺地対策にのるのか、また、そういうことも併せて、今、平等にいけるのか、大きく差がついてるのか、この辺の検証は大事だと思いますし、また、法律の中でそういったものが求められている、計画にそういうふうに乗ってるということでもありますので、それに併せて、もっとこういった実態ともし違うのであれば、国・府にもお願いしていくということも大事だと思いますので、今そういう意味で、このご質問をいただいたのをきっかけとして、先ほど農村振興課長も、今まで見てなかったですけども、この辺のことも併せてやっていきたい、こういうことでございますので、ひとつご了承よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今の町長のご答弁ですね、合併浄化槽の人槽の基準について、敷地も含むというようなご答弁だったと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

敷地も含むと認識しております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

敷地ですか。多分、国土交通省が出しているところでは、延床面積でなっていると思うんですが、本町の分についても、家の延べ面積となっていると思うんですね。通常、延べ面積というと延床面積ですね。ということで、敷地じゃないので、全然面積が違うんですよ。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご答弁させていただきます。

家の建て面積になりますので、和東町内の家というのは結構広い家が多いということがあります。その関係で170という数字が出てくると思っております。

ただ、先ほど高山議員がご質問された内容でございますが、うちと農村振興課につきましては、浄化槽とそれから合併浄化槽については毎年調整をしております。その中で、先ほど町長が答弁しましたけども、大谷処理場の機器を改修するというのは、全て公共の税金で負担しております。この費用につきましても個人負担じゃないということも理解していただきながら、今、事業を進めておりますので、今後、老朽化が進み、また浄化槽の数が増え、そちらのほうのバランスが取れなくなるような状況が発生した場合には、いろいろなほかの制度を検討する必要があると思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

結構です。町長にはあとでまとめてお答えいただいたらいいかと思います。

いろいろ今ご質問させていただきました。京都府の浄化槽の状況を調べてみました。これは府の資料です。府内では、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町の5市町が事業主体となって浄化槽の整備を進めているんですね。ですから、その自治体は行政が各個々のご家庭に合併浄化槽を設置して、そして当然そこにはそれぞれ分担金があるんですが、ちなみに、宇治田原町で見ますと、分担金の場合、5人槽で16万円、7人槽で18万円、10人槽で20万円というような分担金を頂いて、そして設置をするということになっているんです。

あとの管理費につきましては、宇治田原町を参考にしますと、下水道使用料に準じるという、それぞれが下水道使用料に準じて月々の管理費として取られてるんですね。これが月当たりで見ますと、宇治田原町の場合、基本料金が10立米までは1,143円なんです。本町の場合は1,200円だったと思うんですが、そういった形の中で管理をされているんです。

令和2年、昨年4月に合併浄化槽法の一部の改正がございました。これは令和元年に閣議決定されて、昨年4月に施行されたんですが、その中で公共合併浄化槽というのを設置することができるってなってるんですね。また、管理費についても徴収することができるということになってます。

それと、併せまして、既存のもう既に合併浄化槽を設置しておられる家庭についても、自治体が管理している浄化槽については公共浄化槽としてみなすことができるというみなし条項がついてます。そのことからしますと、やっぱりこれからおいしい水、またはきれいな水を維持していくために、そういう生活排水をしっかりと管理していかないとというふうに思います。そういう意味では、行政がそこはしっかりと管理で

きるような体制を、また下水道も含めて合併浄化槽の促進を図るためには、他の市町が取り組んでおられるような公共浄化槽の取組というのもこれから重要になるん違うかなというふうに思うんです。それについての国からの補助制度は令和元年からついでます。

ちなみに、令和3年度の補助制度についてはですね、全体で86億1,300万円の予算がつけられております。ですから、そういう形の補助金も活用しながら検討していくというのが大事だろうなというふうに思っています。

先日、11月2日にたまたま新聞に載ってたんですが、我が党の公明新聞なんですが、公明党の浄化槽整備推進議員懇話会のほうから環境大臣ですね、それと環境省のほうに、合併浄化槽への転換を一層推進するよう要望してですね、また宅内配管工事などの整備に対する財政支援をも求めたと。これに対して大臣のほうは、必要な予算確保に全力で取り組むということで、先ほど申し忘れてましたが、この補助制度の中には、宅内の配管ですね、これまで合併じゃないところというのは、それぞれ風呂場とか台所とか、それぞれの排水が別個にあるわけですね。それを合併の場合は一緒にするというものの、そのための宅内の配管ですね、その工事についても上限30万円というのがあるんですが、国のほうの補助制度もございます。ですから、そういったことを活用しながら、これからやはり住みよい和東町を築いていっていただきたいというふうに思います。

これまでも町長もよく、犬打峠トンネルが完成したら宇治田原方面からこっちに移住してきてもらおうというような気持ちといいますかね、計画もあるわけで、それも基に第5次総合計画を立てられてると思うんです。だから、宇治田原では、先ほど申しましたように、手厚い住民サービスがあるわけです。一方、トンネルを越えて和東町に入ると高額な負担をしないといけない。これではやはり移住者もなかなか入ってこれないんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、最低でも宇治田原と同じような条件にはしていかないと、やはり移住者の増にはつながらないんじゃないか

なというふうに思いますので、最後に町長、ご答弁をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、高山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、私敷地と言いましたが、延べ面積ということで、原課で言ってるほうが正しいのでお願いいたします。

今、振り返りますとですね、この公共下水道、環境をよくしようという、当時、うちが取り組んだときには、先ほども答弁しましたように、特定環境下水道という建設省が進めているこういうところ、本当でしたら府の公共下水道に入れさせていただくんですが、それは範囲でありませんでしたから、特定環境。その結べないところをどうするのかというときには、言いましたように、農業集落排水という、一定、共同の下水道みたいなのをつくって引っ張ってくる事業。これは皆、同じやり方で、特定環境と比べるとちょっと小さい集落ごととなる、やり方は一緒なんですけども、手法が違うという。また、コミュニティという自治省がやってる事業、この選択の中で進めましょうという基本計画で来ました。しかし、集落排水事業で取り組んでも、うちはやりませんか、一番大きく問題になったのは高齢化なんですね。もう私一人ですので、このままおりますとか、なかなか集落排水事業が進まない事情がありました。

今、先進事例がありましたけども、それを集落でやっていたやつを個々にやりますと、合併浄化槽もうちで設置してやっていこうということで、個々で、この辺のところは令和元年度から一応そういうことがあったんだろうと、和東町の場合は公共環境下水道をつくったとしても、いわゆるつないでもらう率が低かったんですね。

当時は設置して40%を超えると補助金の対象から、何かややこしいですから、一定、基準を上げるのに一生懸命でありました。今、ようやくあの数字が出てきたと。その中でも公共下水道には入らない、いわゆる高齢化になってきたところは、私一人で、

もうあとがないからこのままですという家庭が多い。この辺の環境もありますし、いろんなことを今、高山議員が申されましたように、特定のいろんな状況も変わってきた中で、やっぱり公共責任としてやっていかなきゃならん。これも併せて、時代も変わってきている、社会も変わってきている、こういう中で、先進事例も今お示しいただきましたように、犬打峠のトンネル化でいったら山の向こうと違う、この辺も含めて、これからの検討課題だと思いますが、うちのほうでも十分そういったことも含めながら、今のところ検討でお許しいただきたい。内容をもう少し踏んでみてこのままのほうがいいとかいうところもあるかも分かりませんので、そういう住民の声も聞きながら慎重な検討も大事だと思います。そういう方向で時代の変わり目に来ているということも十分頭に入れながら検討してまいりたいと思いますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願いします。

検討してすぐできるというのやなしに、今、言うように、いろんな方向がありますので、そういうことを含めて十分考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今の浄化槽法の改正につきましては、トイレだけの単独浄化槽も衛生的にどうなのか、それ以外の生活排水はそのまま流れてますから、これについてもやはり合併処理が必要だろうということもあってこの補助制度でございます。

その中では、今、町長がご答弁いただきましたように、地域の共同槽についても補助対象となっております。また、個々の家庭内の合併浄化槽についても補助対象となりますし、さっき申しましたが、宅内の配管工事についても補助対象となっております。一定、3分の2ほどは自治体が負担しないといけないというのはあるんですが、それ

も含めて、冒頭、町長がご答弁いただきました、住民が安心して安全に暮らす水を確保するために、環境の改善を一日も早く進められるように進めていただきたいなというふうに思いますので、そういったことを期待をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前11時15分まで休憩します。

休憩（午前11時05分～午前11時15分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、京都府農地中間管理機構についてお尋ねします。

耕作放棄地を出さないためにもこのような機構を活用できればと考えますが、この管理機構について説明願います。

そして、和束町の農地集積目標の設定値は幾らですか。また、達成率はどの様になっていますか。

次に、ワールドマスターズゲームズについてお尋ねします。

ワールドマスターズゲームズは2026年まで延期と報道されましたが、その間、管理費用が生じると思いますが、どれくらいと想定されてますか。そして、今まで要した費用は幾らですか、答弁願います。

次に、路線バス対策についてお尋ねします。

和東町路線バス等対策協議会が既に設置されています。これは平成12年11月に設置されました。もう20年が過ぎました。今年度の補助金は4,000万円を超えると聞いています。しかるに、毎年同じような協議会、懇談会を実施されています。もう対策を出し、実行に移さなければならない。なぜ、できないのか、答弁願います。

最後に、第5次総合計画についてお尋ねします。

先に配付していただいた冊子に目を通しました。立派な冊子です。しかし、中を見ると「目指します」「推進します」とか、抽象的な言葉の羅列です。もう2年半もすれば犬打トンネルが開通するんです。それによって環境が大きく変わります。しかしながら、その対策が何も記されていない。工場誘致はしないんですか。住宅対策は考えていないんですか。小さなスーパーマーケットでも誘致しないんですか。千載一遇のチャンスが来ているんですよ。町長はまちづくりをどの様に考えておられるのですか、答弁願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

このことにつきましても、いわゆる私のほうから基本的なことを申し上げ、具体的な数字とかいろんなことについては担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

最初に、京都府農地中間管理機構についてであります。

この機構が行っている事業に参加しているのかでございますが、農地中間管理機構とは、担い手への農地の集積・集約化を進めるために法律に基づき知事が指定し、都道府県に一つ設置される農地の中間的受皿となる組織であります。京都府では「一般

社団法人京都府農業会議」が指定されております。京都府農業会議が農地をお預かりし、担い手につなぐ農地の受皿、通称「農地バンク」であります。

平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、京都府農地中間管理機構が同年7月から業務を開始されることとなり、その業務の一部を本町でも受託の上、事業開始の当初より事業に取り組んでいるところであります。

具体的な数字は後で担当課長から答弁させます。

次に、ワールドマスターズゲームズについて、私からは、延長となりました経緯等、そして全般的な観点からお答えをさせていただきたいと思っております。

ワールドマスターズゲームズは、関西の2府4県に加え、福井、鳥取、岡山、徳島の各施設が会場となり、おおむね30歳以上なら誰でも参加できる生涯スポーツの世界大会でございます。昨年10月末にワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会が大会を1年延期するという方針を固められ、国際マスターズ協会の承認を得て、令和4年5月13日から5月29日まで大会が開催される予定で進められてきた。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、本年10月4日の常任委員会で再延期について協議され、10月26日付で、2026年5月を会期とする方向で国際マスターズ協会と交渉すると組織委員会が発表されました。

再延期後の開催時期につきましては、関連競技大会等の開催計画や国内の状況を踏まえ、「ワールドマスターズゲームズ2025」が予定されている台湾での大会以降が適切であると判断された経緯がございます。そして、11月15日には国際マスターズ協会総会が開催され、再延期は承認されました。しかし、会期の決定はされておらず、最適な時期について協議・検討されている状況で、「より安全な形でワールドマスターズゲームズを開催したい」と、こういうふうに行われているところであります。

ワールドマスターズゲームズは関西にとっても大きな観光プロジェクトとして位置づけられており、スポーツ・文化を掘り起こすとともに、交流や観光ツーリズムの絶好の機会とされているところであります。本町も知名度アップと町内での消費喚起に

つなげていきたいと思っております。

10月26日に開催しましたワールドマスターズゲームズ和東町実行委員会総会におきましてこういった状況をご説明させていただきましたところ、大会への火を消すことなく周知・啓発を進めていくこととなりました。今後も、ワールドマスターズゲームズのマウンテンバイク競技の会場として、様々な機会を通して周知・啓発を進めてまいります。

次に、路線バス対策についてであります。

協議会、懇談会を続けて実施しているが、町としての対策をなぜ出さないのかであります。

和東町、笠置町、南山城村の相楽東部3町村では、京都府と連携し、JR関西本線の加茂駅から月ヶ瀬駅までの沿線に係る地域公共交通網形成計画を策定するため、平成28年にJR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会を設置し、平成29年3月には地域公共交通網形成計画を策定しました。

このたび実施しています協議会や懇談会につきましては、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応し、バス・タクシー等の公共交通機関を最大限活用して、これからの町の持続可能な公共サービスに関する対策について、利用する立場の住民一人ひとりが、自分たちの生活の中でどのような公共交通サービスが最も望ましいかを考えてもらい、その意見を反映した公共交通サービスを住民とともに作り上げていくため開催しているものであります。

和東町では、これまで町の基幹路線として、住民の移動手段として欠かせない奈良交通和東木津線を維持するため、路線の再編や運賃助成制度の拡充など様々な対策を講じてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、年々利用者数及び運行収益が減少しており、財政面では、ご質問いただきましたように、約4,000万円もの負担となっております。現在策定している次期計画では、再びこのような状況

に陥らないために、住民の利用ニーズに応じた公共交通サービスを構築するための対策を計画に盛り込んでいきたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、4番目でございますが、第5次総合計画について、方向性は示されているが、具体策がないについてであります。

総合計画につきましては町の最上位計画に位置づけられているもので、10年間といたった長期的な視点から、町の将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を定めた基本構想、そして、その実現に向け、中間年度である5年後を目途に取り組むべき町政全般にわたる施策に係る展開の考え方を示す基本計画、そして、基本計画に示された施策の具体的な実施内容を示す実施計画により構成されています。

村山議員のご指摘の具体策については、この実施計画に当たるものだと認識していますが、実施計画につきましては、毎年度の事業の評価・検証を行いながら、ローリング方式により毎年見直しを行い、予算編成と併せて組み立てることとしています。

具体策につきましては、新たなステージにおける茶源郷の道しるべを明確にするため策定しました和東町第5次総合計画に基づき、本町の特色を最大限生かすとともに、小さい町だからこそできる取組に焦点を当て、実施してまいりたいと考えています。その意味におきまして、方向性、そして示した中で、これに基づく実施計画を予算化をして組み立てていく。

そこで、今、村山議員が言われましたように、その方向に向かって具体策が見えてくるんだと思います。その中で皆さん方と十分ご審議いただきながら予算化していく、こういう中で進めているところでありますので、その点、ご理解をよろしくお願いいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、村山議員への私からの答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

よろしく願いいたします。

村山議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、１．京都府農地中間機構について、（２）農地集積目標は幾らについてであります。

先ほどの町長からの答弁にもございましたように、京都府農地中間管理機構の業務の一部を町で受託の上、事業に取り組んでいるところでございます。年度ごとに受託業務実施計画書を作成しております。その計画書の中に集積計画の目標を記載しており、今年度については１ヘクタール１万平方メートルとなっているところでございます。

農地中間管理事業が開始され８年目を迎えますが、農地中間管理機構へのご登録がなかなか進まない状況の中、低い目標設定となっております。知らない方々に土地を貸すことになることの不安、また、登録には様々な条件や複雑な手続もございまして、それらが理由かと考えております。

続きまして、達成率についてであります。

農地中間管理機構に対しまして今年度の現在の状況といたしましては、目標１万平方メートルに対しまして８,６７１平方メートルでございまして、参考ではございますが、５月、１１月に行っております農業経営基盤強化法の利用権設定によりまして農地の貸借につきましては、目標１５０ヘクタールに対しまして１２４ヘクタールの実績となっているところでございまして、農地中間管理機構に関する周知を図り、関係機関と連携し、機構への集積に向けた農地の利用調整を進められるように取り組んでまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

村山議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、2番目のワールドマスターズゲームズについて、（1）2026年まで延期と報道されたが、その間、管理費用が生じると考えるが、どれくらいと想定しているのかにつきましてお答えいたします。

湯船マウンテンバイクランドの設置及び管理条例に基づき、スポーツ文化の情勢やスポーツを通じた地域の活性化を図ることを目的として運営管理しているところでございます。

令和3年度の管理運営費用は、当初予算ベースで335万2,000円の指定管理委託料を計上しております。毎週週末の一般オープンに係る管理並びに運営に係る経費でございます。また、定期的なコース上に設けられた木橋等の補修経費が必要となってきます。ワールドマスターズゲームズ大会が再延期になりますが、今後も施設の安全に向けて適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、2番目の今までにかかった費用は幾らかにつきましてお答えいたします。

湯船マウンテンバイクランドは、平成25年度から事業着手しています。手作りのコースから国際レースが可能なコース整備へと施設の充実を図ってまいりました。施設の充実に当たりましては、保安林解除も必要でございましたが、ワールドマスターズゲームズのみに向けた保安林解除だけではなく、将来にわたりまちづくりを進めていくための施設利用の拡大と有効活用を目的として解除していただいた経緯がございます。

ワールドマスターズゲームズに特化したこれまでの費用としましては、京都府並びに町実行委員会負担金、ワールドマスターズゲームズ2021競技別実施要綱概要等作成業務委託料、懸垂幕等の作成で1,052万8,000円を支出しています。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

それでは、私からは、村山議員の一般質問の路線バス対策について、協議会、懇談会を続けて実施しているが、町としての対策をなぜ出さないのかについて答弁させていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、路線バス対策協議会では、これまで路線の再編、運賃助成制度の設置など様々な対策を講じて、奈良交通バス利用者の増加に向けまして取組を進めてまいりました。しかしながら、現在、乗客利用者の増加が進まず、課題として、現在まだ残っている状況であります。また、現在、路線バス対策協議会につきましては、本年度、現時点でまだ開催できていない状況になっております。

一方、懇談会につきましては、国・京都府・相楽東部3町村とJR関西本線沿線の関係事業者によりまして、協議会として、そちらのほう为主体として実施しているものであります。

和東町における今後の対策につきましては、和東町路線バス対策協議会及び和東町地域公共交通会議におきまして、実際に便益を受けられます住民の皆様のご意見をお伺いし、財政負担のほうも考慮しながら、充実が必要な施策と一定再編が必要な施策の検討を進めていくこととしております。近いうちには路線バス対策協議会を開催しまして、路線バスが住民の皆様のライフスタイルに応じまして利用しやすいものとなるよう、しっかりと対策を練って取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

4 番、村山議員。

○ 4 番（村山一彦君）

ありがとうございました。

まず、農村振興課長、京都府農地中間管理機構についてご説明いただきました。平成 26 年 3 月より立ち上げということになっているんですが、農業委員会の方は知っておられると思うんですね。一般農業従事者はこんなん知っておられるんでしょうかね。その辺はどういう感触をおつかみか、お願いします。

○ 議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○ 農村振興課長（竹谷徹也君）

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

農地中間管理機構につきましては、もっと周知を進める必要があるとは思っているところでございます。一般の農家につきましても、農業委員会の方々、そういうお話はしていただいているところではございますが、なかなかうまく進んでない状況でございます。農村振興課、農業委員会ですね、もっと丁寧な説明を進めさせていただきます。何とかこの事業も、もっと担い手への集積が増えるような形で周知の必要があると思っているところでございます。

○ 議長（岡田泰正君）

4 番、村山議員。

○ 4 番（村山一彦君）

先ほど課長が、集積目標が 1 万平方メートル、そのうち 8,671 平方メートルができてるということは、達成率が 86% と捉えてよろしいんですね。

せんだっての新聞を見てますと、会計検査院が 11 都道府県 281 地区を調べたところ、目標が 4 割に届かずということになっています。ということは、結構難しいところがあるのかなと思ひまして、問題点はどの辺にあると課長は考えているか答弁願

えたらと思います。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

貸し手につきましては、まず、農地中間管理機構への登録をしていただくことになります。その登録をしていただいた後、全国的に周知がなされますので、どのような方が手を挙げられるか分からないというところの不安はかなりあるのかなと私は思っております。また、一定、農地中間管理機構のほうに契約が成立いたしますと、10年という長い期間の契約となるというのも理由の一つになるのではないかと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、もちろんやっけていただいているのは京都府農業会議のほうでやっけていただいておりますので、安心安全というのは間違いございませんが、先ほども申し上げましたが、手続的なところで煩雑な部分もございます。その辺で進んでないのかなという私の感じでは思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

和束町の高齢化率は5割近くになっていると思うんです。やはりそういうことになってくると農地がなかなか守っていけないと思います。だから、こういうような機構を使って、景観を荒らすことのないようにしていけたらと思います。だから、やはりこういうものをもっと農業をやっておられる方に周知していただくようなご努力をお願いしたいと思います。

次、ワールドマスターズゲームズ、草水課長、先ほど、今までの投下費用が1,052万円というようなことを聞きましたけど、100メートルの直線を造ったときで

も一般会計から6,000万円出ているんじゃないかと思うんですが、その辺はどうです。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズのみで国際コースを整備させていただいたという状況ではなくて、施設の利用も拡大していくという中の一つとして捉えさせていただいた中でお答えさせていただきまして、ワールドマスターズゲームズに特化した経費ということでソフト面のお答えをさせていただきました。

村山議員がご質問いただいております100メートルの6メートル幅の国際コースでございますが、その費用につきましては平成29年度に測量を開始させていただきまして、その後、保安林解除、そしてマウンテンバイクランドの100メートルのコース整備、また、道路を挟んだところにバスの転回場を整備させていただきました。その経費につきましては拡充経費としまして全体で8,200万円となります。ワールドマスターズだけではなく保安林解除の申請のときもそうでしたが、施設の充実という中で捉えておりましたので、ワールドマスターズゲームズだけではないということでご了解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

そして、管理費用についても、令和3年度では335万円が支出されていると。今後やはり倒木とかあったら、そして路面が荒れた場合での修繕とかいうものにかかり

お金が要るかと思うんですね。

その辺からすると、これは京都府だけのチラシなんですけどね、京丹後市はカヌー、福知山がソフトテニス、京丹波町はゲートボール、そして宇治市はフライングディスク、京田辺市はハンドボール、そして南丹市はトライアスロンというようなこと、和東町は自転車ですけどね、こうして見ますと、和東町だけ金をたくさん使うようなイメージを持つんです。ほかのところは既存の施設を使ってやっておられて資本投下するところはないと思うんですけども、先ほど言ったように、和東町はコースを造るだけでも6,000万円ほど突っ込んでます。補助は出てないんですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

先ほど8,200万円と申し上げましたが、その財源を申し上げますと、一番大きいのが起債の発行5,450万円です。これは辺地債を活用させていただきますので、今年度で80%の交付税が算入されます。2割の負担でございます。あと、京都府の補助金ということで、スポーツに関する補助金がございましたので、54万円、それから、あと、その他財源としましてスポーツの宝くじみたいなものがございますので、それが945万4,000円という形となっております。一般財源としましては1,750万6,000円ということで、財源を活用させていただきながら整備をさせていただいた経緯がございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

辺地債を活用ということですか。よく分かりました。

ワールドマスターズゲームズが終わったら、総合的にあの地域はどういうような形に持っていきたいと思っておられるのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

和東町ではワールドマスターズに向けた実施計画というのをつくってございまして、今後、ワールドマスターズゲームズが終わった後、どう利活用するかというのもその計画に載せているところございまして、3点ございまして、

ビジョン1としましては、湯船マウンテンバイクランドの確立ということで充実を図っていくと。また、現在は、和東町中心でこの大会等を開いておりますが、スポンサー企業を募集しまして、自走していただくような、そういう運営をとというのが1点目でございます。

2点目のビジョンとしましては、湯船フォレストパークの展開ということで、今、マウンテンバイクだけでございますが、湯船の広大な資源の中で親水公園でありましたり、なごみの湖ということで、非常に広大で自然豊かなところでございますので、それら一体的な中で有効活用すると。また、新たなレジャー施設もどうだろうかということで、何年か前にフォレストアドベンチャーということも一度声が上がったと思うんですが、そういった計画はどうだろうか。

あと、もう1点目につきましては、観光とスポーツの融合を図っていこうという計画がございます。和東町の茶畑景観、ツアーをつくりまして、スポーツとそれから茶畑景観のツーリズムをしてもらおうという、そういう3点が挙げられるかと思っております。

マウンテンバイクランドにつきましては、昨年度から和東小学校でも取組を進めて

いただいておりますので、町内のスポーツの振興というの進めていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

多額の資金を投下してるので、和束町の財産となるように頑張っていたきたいと思っております。

それでは、続きまして、路線バス対策に移らせていただきます。

先ほど総務厚生委員会の中でも出てましたけれども、要するに、バス対策の補助は4,000万円を超えるだろうというような見通しを出していただきました。宮木課長、以前言っていましたように、平成21年度、平成27年度の補助金はどれぐらいになっているか答弁願いたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

平成21年度の町の運行補助金につきましては1,333万6,000円、平成27年度の町による運行補助金につきましては、2,612万5,000円となっております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

先ほど一般質問の趣旨を読ませていただいたときにも言ってますけどね、やはり対策を出して実行に移す時期はもう過ぎてるんじゃないかと思うんですね。

去年度はコロナの補助金をもらいまして、2,300万円ぐらいで町の負担は済んだんですけど、その前はたしか3,700万円ぐらいじゃなかったかと思うんです。その前も3,000万円だったと思うんです。そこで、結局、いまだに協議会、懇談会で、厳しい言い方をすると、お茶を濁してるような感じがします。町のほうの負担も絶対出てくると思うんですけど、しかし、町行政というのはサービス業だと思うんですね。やはり住民のサービスを考えることが大事かと思うんです。その対策を打っていただきたい。

今まで対策協議会、平成12年からやっておられるんですけど、そのときはJRだったらいいんですけど、その間、対策を出されたんは通学費の補助ぐらいだったんじゃないかと思うんです。何かほかやられたことはありますか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

和東木津線につきましては、当初は小杉から木津駅までの運行となっておりましたが、平成22年10月1日で加茂駅までの変更となりまして、再編させていただいたところです。

それに伴い、より利用していただくことを目的としまして、平成23年6月1日から平成25年3月31日まで約2年間、300円の上限で乗車できるバスの運行というものを施策としてさせていただきました。

ただし、利用者で増えるのが、通常利用されている方が中心に伸びたことから、思った以上に収益等が上がりなかつたことで、この事業につきましては24年度で終わることとさせていただきました。

また、通学助成以外につきましても、小学校の無料化はしてますけども、高校生の負担につきましても当初2分の1の負担とさせていただいていましたが、令和2年度

より3分の2の町の負担ということで、より利用しやすい状況として取り組ませていただくとともに、今年度につきましては高齢の方の利用を促進するという観点から、70歳の方の利用が増えるように助成事業をさせていただいて、現在対象の方の約55%の方が申し込んでいただいていますので、こういった方が来られたときに利用されるということで、非常に効果が出ているものと考えております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

思い出しました、そういうふうに、木津まで昔行ってましたね。そういうのもこの協議会で決めていただいたということですね。

今、和東町も免許証返納ということ呼びかけて、ICカード5,000円分ですかね、これを渡しておられます。しかし、それでおしまいですね。後のサービスは、免許を返してください、後は勝手にしてください、そういうふうな取り方もできるかと思うんですね。

実際、なぜバスに乗っていただけないのかと思いますとね、バス停まで遠いんですね。やはり年寄りの方はなかなかバス停まで歩けない。だから、バス停までいかに送り届けるか、そういうことを考える以外にないんじゃないかと思うんです。そうしますと、やはり今、各地域でやっておられるのがデマンド交通とかいうものですね。

せんだって連合議会へ行ったら、南山城村もやっていると聞いています。1回について300円頂いている。その値段はもうちょっと下げたってもいいと思うんですけど、伊根町もせんだってテレビでやりました。宮津市は外出支援計画というようなものをやっています。やはりお年寄りは外に出ることによって元気をもらいます。買物する楽しみもできます。そうなってくると医療費も削減できると思います。私はこのデマンド交通しかないと思うんですけど、その辺はどうお考えか答弁願いたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ご自宅からバス停までが遠い、こういったご意見につきましては、先日開催しました懇談会、そしてまた10月に行いましたアンケート、そういったところからたくさんいただいています、このニーズがあり、必要性を非常に感じているところであります。

先ほどご説明しました相楽3町村で組んでますJR関西本線沿線地域の公共交通活性化協議会のほうでも、そのうちの団体の一つの南山城村のほうで、議員がおっしゃいました村タクと呼ばれるもののサービスを提供していることから、こういったサービスの提供内容も参考にしまして、本町におきましてもどういった形でこういったデマンド交通を取り組んでいけるかということで答弁もさせていただいていますが、事業者との協議を現在進めておりまして、こういったところから実際にまずは実証実験から取り組めるように、次の路線バスの対策協議会等で諮っていきたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

宮木課長は府の職員ということで、こちらへ出向して来ていただいているんですね。だから、府のパイプを通じて情報集めは我々より比較的容易にできるかと思うんですけど、それで、大体、今までの経過からすると、出向があと2年間ですわね。あと1年半切りましたので、この路線バス対策、完結に持っていくような形でひとつ頑張っていたきたいとお願いいたします。

次は、第5次総合計画、これは町長にお聞きすることになるんですけど、これを読

まかせていただきました。確かに、読みやすく、分かりやすくなっていますが、先ほど言ったように、具体策はないということで、先ほど町長は、実施計画は毎年出しているということなんですけど、この冊子に町長の考えが入ってるのか、そんな感じがしないんですね。

町長は6期目です。総仕上げの段階に入ってると思うんですね。それが伺われない。犬打峠トンネルの件は皆さんも通るといえるのは分かっておられると思うんですね。12ページには、「近い将来、町に構造変化をもたらす主な要因だと。1. 犬打峠トンネルの開通、下のほうで新名神高速道路の開通時期と足並みをそろえて道路整備をすることにより、広域道路網の整備効果が広く地域に波及し、地域産業の振興やお茶の文化を生かした観光客の呼び込み等が期待されています。」、どういうまちづくりをしたいのか分からないんですね。先ほど言ったように、やはり道路がついて交通事情がよくなったと言っても、雇用を生まなかったら、どんどんどんどん人が出ていかれると思うんです。

一つ聞きたいんですけど、あと2年半で開通します。どこか企業から問合せは来ているんですか、来てないんですか、その辺お聞きしたいんですけど。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

最初に、具体的な話なんですけども、基本構想があって、基本構想は10年間でこんな町をやりたいねとなります。そして、その中の5年間で基本計画。そのために予算をつけてやるのが実施計画なんです。これを3年間で数字を入れて計画を組んでいきます。そして、そのことによって年度の事業をやる。いろいろ状況によって変わっていきますから、3年をローリングしていきますね。だから、基本構想、基本計画は10年間でやりますが、実施計画は3年間でローリング方式で見直しながら基本構

想に近づけていこうとなります。だから、基本構想については、先ほどの町長がどうのこのやなしに、ずっと継続して取り組みます。継続した在り方で今後どう持っていくべきか、こういうふうに策定されていると思います。

それと、基本構想を立てるときに前段のほうでは、今の状況を書いている分があります。どういう状況に今あるのか、そして、将来どういう状況が見込まれるのか、そういうものがあるときに大きく変化されるとか、だから、こういう変化についてこういう方向を見いだしたいというのは言葉で表しているかも分かりません。そういう方向で実施計画を入れてさっきのようにやっていくこととなります。

確かに、犬打峠のトンネル化を見据えたということではありますが、見据えて非常に大きく変わるというのは、和東町だけやなしに地域として物を考えていかなきゃならない。これは会社がどうだというよりも消費生活が変わってきます。いろんな意味で変わってきます。大きなもので言うとお茶の入札そのものも変わっていきます。時間が早く出せますから、1時間単位ぐらいものが早く出せることになる。大きく変わってくる中で、今後その状況に応じたまちづくりは考えていかないかん。

だから、今、言われたように、どういう事業が入ってくるのかというよりも、ご案内のとおり、和東町は農村振興地域としてエリアを組んでいる非常に強い部分があります。この辺のところを根本的に基本構想が出来上がってくると、農村の振興地域そのものもどうあるべきかを議論していかないと、今、言われましたように、農村振興地域へ入ってきますとかいうのはなかなか難しい。農村振興地域は和東町だけやなしに知事の認可をいただかなきゃならんわけですから非常に手続が要ります。これも今後の基本構想、基本計画、実施計画、いろんなことを勘案しながら、その時期時期に見直していくというのをセットでやっていかなきゃならんと思います。そういうことが整った中で進めていく必要があると思います。だから、すぐというのはなかなかいかない問題だと思いますが、今、言われるように、いろんな声が上がってくる状態に一方ではつくって行って、雇用を図っていかなきゃならない。

もう一つは雇用の在り方ですけども、流れが変わってきてます、リモートやいわゆるサテライト事務所でもやっていますように、和東町に住んでいながら働くこともできる、その中で仕事ができるという状況も変わってきます。そういう方向性をどう見だしていくかというのは、ここにはサテライト事務所というように、もう既にその方向でいろんな学研の企業が今、入ってきてくれてますが、学研の事務所とどうタイアップするか。この中に働く場所をつくるというのも一つですけども、リモートやないけども、和東町に住みながらやっていく。

今、国のほうで言葉が出てきますのは、これからも変わるだろうと思いますが、農業と働くことが半農半Xとかといってですね、そういう働き方改革も変わってくると思います。

そういう意味では、これからの時代、非常にこういった新しい時代に対応したまちづくりをしていかないと、今、村山議員が言われるように、ついていけなくなってきたり、本当に固い計画であっても、漠然としたらなかなか魅力が出てこない、この辺を実施計画とかを立てるときに、今、村山議員が言われるような、そういう具体性も十分入れながら計画し、そして、アピールしていかなきゃならんというように思っております。

基本構想、基本計画はその辺の方向性を示しているということでご理解いただいて、そのときの時代感覚を間違いない時代感覚としてつかめると、こういうことも大事だと思いますので、基本構想、基本計画はこの時期、大変難しい時期にあるかなど。過渡期というんですか、大きく社会が移り変わる。ウイズコロナ、ポストコロナ、この時代に対応した地域づくりをいかにやるべきかということでこれからも考えていきたいと、こういうことにしていきたいと思いますので、また、いろいろとご意見、ご指導をいただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

質問していると、どうも町長とかみ合わないというんですかね、今、私が聞いてたんは、企業からの問合せはあるんですか、どうですかということを知っていました。

実際もう遅いと思うんです。要するに2年半先にもうトンネルがつく、開通すると。となると、先ほど言われたように、和束町は農振地が多いんですね。農振地を解除していく動きは絶対出てこんとあかんけども、その動きが余り見られない。本当にトンネルが通るのかというような形でスピード感がないと思うんですね。

仮に、工場誘致するとすると、提供する土地が必要になってきます。そんなときに町がそういう土地は持ってないと思うんですね。だから、要するに、先行取得というようなことは考えんといかんと思います。要するに、どこどこを工場誘致するというんだったら、そこは町で取得しておこうと。そのために城南土地開発公社というようなものがあるんじゃないかと私は思っているんですね。そういうところを利用して先行取得を町は考えておられるのか、その辺をお聞きしたいんです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

方向性が漠然としているということでもあります。はっきり言いますと、農村振興地域、簡単に減らすというのは和束町は非常に難しい問題があります。というのは、和束町は農業の関係で補助金をもらったり、田畑についてとか、いろんな農業振興関係で農林省の補助金がある。これは農村振興地域で一定抱えているとこしか出てきませんから、どこの町でも農業補助金があるかという大きな間違いで、和束町は茶業の町ですので、農業振興地域と農業の施策が十分受けられるような体制をつくっていかなきゃならない。だから、ここは慎重にやっていかなきゃならないということでした。

皆さんご存じだと思いますが、一時、ダム問題ができたときに、農村地域を減らしたときには山まで農村振興地域だといって入れて、一定確保して守ったことがあります。今そういうことを基本的に、やっぱり農村振興地域というのは大事だということを頭に入れていかなきゃならない、これが一つあります。

それと、さっきの話でありますけども、城南土地開発公社は行政財産できちっと持ったら補助金の対象になるんですけども、ところが早いこと先行投資をしとかなきゃならない。普通財産として確保しておかなきゃならない。まちづくりという観点から城南土地開発公社とか和東町の土地開発基金を設けているわけなんですね。そういう範囲からなかなか外れない。

普通業者より先に買って、その業者に今度は売るとか、そういうのは非常に難しい面があると思いますので、その辺のところは十分検討していかなきゃならんなど、このように思っております。

今ご指摘いただいている内容というのは、村山議員はそこまで積極的にまちづくりしていかんとこれから遅れるやないかということは、私もそこはよく理解できているんですが、実際やっていく責任者になれば、そういった枠もあるということで考えていかなきゃならないわけで、その辺は十分これからも肝に銘じながら、また、いろんな状況の中で検討していきたい。

今のところはそういう状況で非常に拡大したら確かに難しいなど、こういうような判断を取っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

だんだん不安になってきました、いいのか悪いのかという感じでね。

町長が以前からよく言っておられるのは、和東町は近畿ではへその位置に位置するとかいうようなことを言っておられます。これもね、5ページにこういうような図が

載ってます。要するに、位置はよろしいんです。しかし、インフラが物すごく貧弱。

町長は、学研都市と和束町は「近い」「近い」言うてます。確かに近いんですよ。この道通って、ここへ来ようと思われるところがあるんかと思うんですね。やはり近城線ですかね、この拡幅が大事です。実際、その辺の要望は常にしておられると思うんですけどね、もう川に張り出して道を広げるしかないんじゃないかと思います。

私、若いときに十津川村へ行きました。えらい道でした。ところが、15年ほど前に和歌山のほうへ家族で温泉へ行くときにそこを通りました。物すごく走りやすくなっています。川べりに道を出してるんですね。ああいうような形はできないのかなと思っていてね、やはり要望を出して、お願いしただけでは駄目ですよ。どのような道づくりをするかというようなことを町長、考えていただかなくちゃならないと思うんですけど、その辺はどう考えます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、村山議員が言われた道路はやっぱりまちづくりで一番大事な根本だと思っています。そういう意味で、私たちは今までも道路に力を入れてきました。大変かかりましたけども、仁丹工場の前とかですね、こここのところへ拡幅した川へ出して広げて、この道も広がりました。道は広げてきたつもりでおるんですけども、今、言われたように、なかなか一遍にはいかない。河川へ出そうとする部分は河川法というのがありますね。河川法の中には何年に一遍の水位を確保しなきゃならんと。だから、そんだけの河川を確保しなきゃならない。河川側に立った、河川本意で物を考えておりますので、そこへ出してしまったらそれでオーケーかということにならないので、この辺のところ非常に難しい問題があります。

しかし、そんなこと言っても何ら進まないわけですから、今、村山議員が言われまますように、このままほっとかれるんですかと。そうではなく、毎年、知事にお会いし、

この年末にも広域で行くんですけども、道路だけ十分お願いしますと。和東町はもう孤立しますよというような言い方でやってきています。そういう意味で、ちょっとずつちょっとずつ動いてきているというのをご理解いただきたいと思います。

163については今年はトンネル化してやってくれる。向こうはそういうことも含めて、町内では道路には非常に予算をかけてくれていると思いますので、そういう意味では、これからも維持していく。そういう予算確保のために、また、そういう拡幅を具体的に持ってもらうために努力してまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

私は河川法とか難しいことは知りません。しかし、折衝の余地はあると思いますので、今後ともインフラ整備のために尽力していただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから13時30分まで休憩します。

休憩（午前12時14分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

す。

第1に、高齢者の負担軽減、生活への支援強化をについて質問いたします。

コロナ禍の下、高齢者は命の危険とともに、重い負担、生活の苦しさが厳しさを増しております。年金は減る一方、介護保険料や施設利用料などの大幅値上げが容赦なく襲い、その上、政府は来年、75歳以上の医療費負担を2倍にしようとしております。また、原油価格の高騰による灯油やガソリン、電気やガス代等の高騰、値上げも追い打ちをかけ、悲鳴が上がっています。高齢者人口が多い本町にとって、高齢者の暮らしを支え、守ることは、地域経済にとっても、安心して住み続けられるまちづくりにとっても重要な観点から、今回は負担軽減を柱に要望・提案いたします。

1点目は、介護保険の負担軽減です。

一つは、介護保険料ですが、4月からの大幅値上げ耐え難い痛みとなっております。第1から3段階までは国が軽減措置をしていますが、4、5段階も本人非課税であり、本来なら軽減が必要と考えます。まずは町独自の軽減実施を求めます。

もう一つは、老健施設や特養など、施設利用者の補足給付改定による負担増への独自の軽減措置を求めます。

2点目は、高齢者向けの福祉灯油の実施です。本格的な寒さが到来する中、灯油は必需品ではありますが、年金が頼みの高齢世帯には厳しい高値が続いており、福祉灯油の実施を強く求めます。

3点目は、肺炎球菌やインフルエンザワクチン等の接種費用の無償化、補助拡大を求めます。

4点目は、補聴器購入への補助です。以前の質問で取り上げましたが、聞こえの衰え、不調はひきこもりや認知症など、心身の状態悪化を進める要因にもなっております。補聴器の適切な使用はその上で大変重要ですが、高額な購入費用がネックとなっております。この際、補助を実施し、良好な心身を維持する支援を強化していただきたいと考えます。

5点目は、シルバー人材センターの早期開設です。高齢者の働く意欲、経済基盤を少しでも得たいとの思いに添えていただき、一日も早い開設を改めて求めます。

次に、第2に、気候危機打開に向けた町の取組について質問します。

地球の温暖化に伴う気候危機の急激な進行は、異常な高温や豪雨の多発等での命や安全への脅威、そして、連続する霜被害など、お茶や農作物の生産にも影響が及び始めているなど、私たちの生活や生業にも既に危機が迫ってきています。

先月、イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、様々な限界を露呈しつつも、もはや待ったなしの深刻な事態に真剣に向き合い、行動を起こすことの大切さが世界で共有されました。本町でも認識を共有し、危機打開に向け動き出すときではないでしょうか。

そこで、3点伺います。

1点目に、気候危機に対する町長の現状認識についてどうお考えでしょうか。

2点目に、いま全国で広がりつつある「気候非常事態宣言」や「2050年CO₂排出ゼロ」の表明の方針、また脱炭素化に向けた町としての具体的な数値目標はあるのか答弁願います。

3点目に、具体的な取組の検討・実施についてですが、一つ目には、公共施設での断熱・省エネ化、再生可能エネルギー利用の推進とともに、公用車の今後の電気自動車等への転換を求めます。

二つ目に、地域での再生可能エネルギー導入への検討を進めるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

最後に、第3に、水道料金値上げの中止をについてであります。

1点目に、住民生活を無視した値上げ強行は許されません。9月議会で来年4月からの値上げが決められましたが、これを知った住民の怒りや不安は極めて大きく、日に日に広がっていることを町長はどう受け止めておられますか。命と生活に不可欠な水の大幅な負担増を、「私たちに何の説明もなく、意見も聞かず、苦しい生活も顧み

ず決めるのは納得できない」、これが住民の思いであります。この声を受け止め、値上げ中止の決断をすべきではないでしょうか。

2点目に、その上で、まずは住民への説明、情報提供、意見聴取等を丁寧に行うべきです。明確な答弁を求めます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。

最初に、1番目の（2）と（5）について答弁させていただきます。

高齢者の負担軽減、生活支援の強化を、（2）高齢者向けの福祉灯油をについてでございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の影響などで経済活動が制限されてきましたけども、今、世界経済が動き出し、産油国の減産された供給と輸入各国での需要のバランスや円安などが起因して原油が高騰しております。原油高だけではありませんが、いろいろな業種で価格が上昇していると聞き及んでいます。その一助となるべく、11月中旬に和束町の住民に1人1万円の「茶源郷和束生活応援商品券」の給付を行いました。この商品券を活用いただき、灯油を含めた生活費の一部に充ていただければと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、（5）シルバー人材センターの早期開設をについてであります。相楽東部未来づくりセンターを中心に町村別に業務や人材等のヒアリングを行い、相楽東部の各町村の特色を生かしたものを考えているところであります。できるだけ早い時期にとは思っておりますが、広域での開設を考えており、慎重に進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2番目でございます。気候危機打開に向けた町の取組は、（1）「気

候危機」に対する町長の現状認識はについて答弁させていただきます。

近年、極端な高温、台風の巨大化、短時間における集中豪雨など、気候変動に起因すると考えられる異常気象により、河川の氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど、防災や健康並びに農業等の分野においても気候変動の影響がはっきりと表面に現れ、多くの甚大な被害が発生しているところであります。

今後、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化が予測されており、こうした状況は、気候危機の状況にあるとの認識の上、危機感を持っているところです。

これらのことから、危機意識を一層高めつつ、本町におきましても、国、京都府と連携し、事業者、住民の皆様と協働して地球温暖化対策を推進していくことが重要だと考えております。

続きまして、(2)「気候非常事態宣言」や「2050年CO₂排出ゼロ」表明の方針は。また、脱炭素化に向けた町としての数値目標はについてであります。

「気候非常事態宣言」につきましては、地球温暖化対策として、温室効果ガス削減政策に取り組むことを宣言するもので、令和3年11月末時点で全国では104の自治体、内京都府では3市町にて宣言を、「2050年CO₂排出ゼロ」につきましては、令和3年11月末時点で全国では492の自治体、内京都府では10市町にて表明されていると聞き及んでおります。そのような中、本町といたしましても「気候非常事態宣言」や「2050年CO₂排出ゼロ」表明を行っている先進事例の市町村の取組を研究してまいりたいと考えております。

温室効果ガス排出量を削減することの数値目標を設定することにつきましては、京都府で、令和12年度までに平成25年度と比べて40%以上削減することを目標とされています、本町におきましても、将来の世代に恵み豊かな環境を残すためにも、数値目標の必要性等について検討したいと思っております。

次に、質問の3. 水道料金値上げの中止を、(1) 住民生活を無視した値上げ強行は許されない。値上げの中止の決断を、(2) その上で、住民への説明、情報の提供、

意見聴取などを丁寧に行うべきではないかについて答弁させていただきます。

水道料金に係る条例、「和東町簡易水道事業給水条例」につきましては、第3回9月定例会において改定案を可決いただき、令和4年4月施行に向け、現在準備を進めているところであります。

近年は水道法の改正などに伴い大きく変革し、水道事業自体の長寿命化対策、維持管理、運営が非常に厳しい状況となっています。特に、施設の老朽化対策は近々課題となっています。10月に和歌山市内で発生した水管橋の事故などは典型的な老朽化によるもので、同様の事案を抱えた自治体は全国各地に存在し、本町においても、旧西部水源西和東地区においては、いつ発生してもおかしくない状況にあるのも現実です。

水道事業は独立採算制の理念から、利用者からの応分の負担の下、運営されるもので、和東町水道事業等設置に関する条例第2条に示す地域において格差が出るのがあってはなりません。令和元年度に終えた和東町簡易水道統合化事業により、一定水道水の安定供給ができるよう改善が図れたことは大きな成果となったことも事実であります。

さらに、水道事業は、全て水道料金収入や国庫補助金により行っているもので、その経営には住民一人ひとりが参画いただいております。ご質問の(2)にあります「住民への説明」、「情報の提供」、「意見聴取」につきましては、水道委員会をはじめ、議会におきまして、ご説明をさせていただき、慎重な審議の上、条例改正について可決いただきました。

現在は、その後の事務を進めているところであり、今後は、広報の発刊等も準備をしております。さらに詳細の説明が求められた場合は、区民集会等の一定の単位の集会などへも担当課が出向き、改定の趣旨などの、説明を行うことも視野に入れながら、でき得る限り対応できるよう努力させていただきます。

再度申し上げますが、水道事業は、使用者各位の料金収入から成り立っている事業

であり、事業創設時から独立採算制の精神の下、経営されてきた事業で、今後、将来に向け経営の安定化を最優先に、安心安全な水道水の供給事業を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、岡本議員からいただきました一般質問に対する私の答弁とします。

なお、他の質問につきましては、担当課長の方から答弁させます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、初めに大きい1番、高齢者の負担軽減、生活支援の強化をの（1）介護保険の負担軽減をの①介護保険料の軽減を。特に第4、5段階の被保険者への独自軽減実施をについてですが、今年度、第8期の介護保険事業計画を策定いたしました。令和3年度から令和5年度の3年間での計画により、介護サービス給付費を3年間で20億9,000万円余りと見込み、それに伴う保険料を算定いたしました。この保険料の改定により、前期より保険料が増額されており、どの段階の方にも一定のご負担をお願いしているところであります。

現在のところは、国の制度に基づき和東町の基準額を設定させていただいております。独自軽減は制度的に困難と思われますので、機会のあるときに国や京都府への保険料の軽減施策などを要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、②施設利用者の補足給付改定による負担増への独自の軽減をについてですが、令和3年8月から、施設利用者に係る補足給付が改定され、負担限度額が見直しされました。これは国の補足給付を受けていない利用者との公平性を保ち、制度の持続性を高める観点から行われたものです。制度改正がなされたところですので、先の保険

料同様に国や京都府へ要望してまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

次に、（３）肺炎球菌やインフルエンザワクチン等の接種費用の無償化や補助拡充についてですが、高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、平成２６年１０月に国の定期接種に指定され、小児肺炎球菌ワクチン接種は５歳未満の定期接種が平成２５年４月から始まっております。高齢者の定期接種対象者については自己負担２，５００円お支払いいただき、残りを公費で負担しております。

また、定期接種の対象年齢以外でも、６６歳以上の節目でない方には、初めての接種に限り４，０００円の補助金を給付させていただいております。令和５年度までの特例で節目の年齢で接種もいただけます、国の制度に基づき一部負担をいただいておりますが、現行制度で進めていきたいと考えております。

小児肺炎球菌ワクチン接種については全額公費負担させていただいております。

それと、インフルエンザワクチンについてですが、昨年度と今年度につきましては、高齢者と１２歳以下の方には無償でのワクチン接種となっております。これは新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐための時限措置となっております。これら以外の予防接種にかかる接種費用の無償化や補助拡充については、国や京都府の補助制度や全国的な病床の蔓延状況などにより検討していくものと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

次に、（４）補聴器購入への補助制度の整備についてですが、障害者総合支援法により、補装具として補聴器購入の補助制度はありますが、障害者手帳保持や難病等の要件がございますので、軽度や中等度の難聴の方については身体障害者手帳の取得が難しいという方もございます。まずはかかりつけ医にご相談いただき、そちらのほうでご相談していただいた後、また和束町福祉課のほうにご相談いただけたらと思います。

京都府でも軽度・中等度の難聴児支援事業で、難聴児には手帳保持者以外でも補聴器の補助制度がございます。京都府に加齢などによる高齢者の軽・中等度の難聴者に

も、障害者手帳が取得できなくても補聴器が購入できる補助制度を要望してまいりたいと思います。

また、高度難聴用しか取得できない方でも、重度の難聴用補聴器が必要な方もおられますので、こちらについても京都府と協議しながら要望してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、大きな質問の2番、気候危機打開に向けた町の取組はの（3）具体的な取組の検討、実施をの①公共施設での断熱・省エネ化、再生可能エネルギー利用の推進を。公用車の電気自動車等への転換をについて答弁をさせていただきます。

現在、和東町内の公共施設の省エネ化、再生可能エネルギーの利用状況でございますが、これまで耐震化改修事業の際に使用照明のLED化、空調設備の省電力化を実施させていただきました。

具体的に申し上げますと、平成22年度に和東運動公園内の和東ふれあい工場の屋根、また和東保育園屋根に太陽光パネルを設置させていただきました。

さらに、和東運動公園、役場職員駐車場での太陽光パネル式の防犯灯・街灯を設置し、和東保育園におきましては、平成22年度に使用照明をLED化させていただきました。

以降、和東町役場、和東山の家、人権ふれあいセンター、和東町体験交流センターの耐震改修事業にあわせまして、使用照明のLED化に取り組んでいるところでございます。

特に和東町役場では、空調設備の省電力化も耐震改修時に行うとともに、職員の協

力をいただきながら、夏・冬場の電力消費の多い時期での適切な温度管理を行ったことから、10年前の電気基本使用料と比べますと、現在、半減化となっているところがございます。今後の施設改修におきましても、順次、省エネ化を進めていきます。

公用車につきましては、平成21年以降のマイクロバス、現場用公用車、消防車両以外の公用車は、それぞれの購入年度における環境性能基準を50%以上低減する車両を購入させていただいております。今後の公用車の更新につきましては、環境性能基準を重視し、購入費用面では相当割高とはなっておりますが、電気自動車やハイブリット車は環境性能がよりよく、災害時の停電時には電気を供給できる機能を有しておりますので、国・府の有利な補助制度を活用して整備を進めていきたいと思っております。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

よろしく願いいたします。

岡本議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、2. 気候危機打開に向けた町の取組は、(3) 具体的な取組の検討、実施を、②地域での再生可能エネルギー導入への検討をについてであります。

地球温暖化への対策が国際的な課題として挙げられる中、環境に優しい再生可能エネルギーの普及が注目されています。再生可能エネルギーは適切に使用すれば資源が枯渇せず、二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。農林業や景観、住民の皆様との生活との調和を図ることができれば、地域活力の向上や持続的発展に結びついていくと考えます。

再生可能エネルギーの活用をきっかけに地域の様々な方々が関わり、協力することで、新たなアイデア、取組が生まれる可能性もあります。中山間地域ならではの有効

に活用し得る再生可能エネルギーの導入は、人口減少を迎えている地域の活性においても大切であると思っております。

普及や必要なことは分かっているけれども難しい状況もございます。しかしながら、時代の流れや変化に対応すべく、再生可能エネルギーの問題に向き合い、検討する必要があると感じているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問いたします。

まず、水道料金の値上げの問題でありますけれども、町長にまずお聞きしておきたいんですけれども、先ほど言いました9月議会の条例審議の際にですね、私もそのときにも事前にちゃんと住民説明を行い、情報を提供し、意見を聞くべきだというふうに言いました。それに対して課長は、決まったらすぐにでも説明したいと言われました。今でも覚えているんですけどね、あれからもう3か月経っております。すぐに説明したいと言われた課長の答弁を受けて、町長、この3か月、具体的に何を説明されましたか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

こういった水道事業は大きな事業でありますので、日頃からご理解をいただくというのは非常に大事であると思っております。統合事業から始まりまして、去年、完成しました。そして、いろいろと審議をいただきました。いわゆる水道委員会のメンバーといいますのは、水源地の代表の方にも入っていただいております。従来、そう

したことでやってきて議論をしていただきました。そういうことと併せて、議会にも説明をさせていただき、そういう中で、まだ不十分というところにはチラシとか、目で見てもっと分かるものということで、現在、担当課のほうでは進めているところだと思います。これも早急に発刊する予定ということで、岡本議員が今ご質問いただきましたように、もう少し早くすべきだという点をご指摘いただいておりますように、もっと早くやるべきであったかなど、こんな思いは持っておりますが、内容もいろいろな動きもいただきながらつくり上げているということでございますので、その説明も長々になるのかなど、こういうことですが、丁寧な説明をしてまいりたいと、このように思っております。

この年内には住民の皆さんには印刷物で届けさせていただきたいなど、このように思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

和東町にとってすぐに説明するというのは、3か月経ってもまだ何もしていないということなんだということがよく分かりました。

私、気がつく範囲でどうされているのかなと思って、広報紙れんけい、10月、11月、12月、全部極力を目を通しましたけど、そういうことは一切何も入ってませんでしたし、ホームページも何も書いておりません。それから、あったといえこれですね、裏にささやかに「水道料金の改定について」、4月からありますからという話だけでね。この前こんなにもされたみたいですね、課長。こういう見学会ですか、この時期に何のためにされたのかよく分かりませんが、あまり参加も少なかったようで、水道料金のことについて特別説明されたわけでもないというふうに聞いております。

これは話が違いますが、町長ね、午前中の議論でも公共交通の問題で、今、計画

づくりしてると。そのためにアンケートは取る、懇談会を複数開く、これからパブリックコメントもする、路線バス対策協議会にも図る、これだけ公共交通の問題では、ある意味、丁寧にやっておられるのに、町長、先ほど言いましたよね。全ての料金によって支えていただいていると。支えているのは誰ですか。住民でしょう。その住民の方に何の説明もなく今まで来てると。本当にね、町長の言われる住民との協働というものの底の浅さといいますかね、都合のよさというのを感じざるを得ないと思うんです。

それですとね、9月議会での値上げ案可決後、ご存知かもしれませんが、住民の方がこれは納得できないということで声を上げられまして、今、署名運動をされておりますと聞いております。私もこういう不当なことには賛成できないということで、反対した議員として微力ながら協力させていただいておりますけども、改めて地域を回っておりますと、ほとんどの方が今度の値上げについて驚きとともに本当に怒り、不安を口にされて署名に応じていただいております。

何よりも何に怒っておられるかということなんです。要は、何の説明もなく決めてしまうやり方ですよ。払うのは誰ですか。私でしょうって。その私たちに対して何の意見も聞いてくれずに、これだけすごい値上げを押しつけてくると。一体どういうことですかというのが住民の方の声だというふうに大変実感いたしております。

町長ね、今、いろいろ今までも努力してきたと言われましたけど、住民の方は値上げについて納得しているというふうにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

こうした時期ですので、いわゆる公共料金とか、そういったものは生活に直接影響になるものですので、1円でも安い、これは当然、皆さんが思われることであろうか

と思います。

しかしながら、話もありますように、こうした水道事業というのは応分の負担もいただきながら事業をしております。今、岡本議員を通じて、皆さん方から「何も聞いてない」、「こんな極端」という話は確かに住民の皆さんの声は声として真摯に捉えなければならないと思っておりますが、一つ、今も説明でと言われたところは、もう一つ行政責任というのがあります。行政責任は住民の皆様は安心して水を、それを持続的、将来も含めて続けなきゃならない、こういう行政責任も持っております。この行政責任と1円でも安いというところの、この辺の折り合い、これを今までから委員会とかそういったところで協議をいただいてきておるんです。十分か十分でないかということと言われますと、まだまだ足りないところについては補っていかなきゃならない。そういう意味では、先ほど答弁いたしましたように、この年末にさらにこのチラシ等を発行して住民にご理解いただくという努力をいたしております。

水道については8つの水源があったわけなんです。住民の皆さんからですね、長井とかいろいろ西部水源、柚田水源があったわけなんです。やっぱり安心して飲める水道を統合してほしいという声が多くありました。木屋に至っては雨が降ったら濁る、こういったことに応えていく。このときに言われたのが、やはり命が大事。そういう意味で統合というのは住民挙げての事業でありました。これについては和東町の一元化に向けて統合事業に一生懸命努力してまいりました。そして8水源を一つの水源に、去年木屋で完成いたしました。

当初20億円からその後の10億円、総事業費が30億円からかかっていると思います。これは和東町にすれば大きな事業であります。命を大事にするという住民の声、これを大事に受け止めて実行してまいりました。

そして、この事業が和東町にとってもこれから維持していくためにも、これも大変だということで、応分のお願いをするわけですが、この辺のご理解は、今、岡本議員が言われるように、一方はそういう中でみんなにご理解いただける努力をしていかな

きやならないと、こういうご指摘でございますので、これは真摯に受け止めさせていただきますまして、先ほども答弁させていただきました、足りないところは発行、また集会、住民に直接このことを訴えてまいりたいと、このように思います。

やはりこういう時期であります、これと併せて、ほかの制度も含めて、住民に寄り添った施策、いろんな支援事業は取り組んできましたが、こういったことも含めてやってまいりたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、水道事業はこれからも住民の皆さんに安心して飲んでいただける水をずっと続けていける努力をしていかなきゃなりませんし、まだ課題はたくさん残っております。これだけ統合しているわけなんですけども、一遍にいかなくて長期にわたりました。まだまだ西部水源を中心に古い施設が残っております。この改善に取り組んでもいかなきゃなりません。こういったことを含めて一生懸命説明し、努力させていただき、住民一人ひとりのご理解をいただけるようにこれからもやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

町長、私の聞いていることだけに答えてください。ほとんど関係ない話です。納得されていると思っております。聞いていただけですから、今、言われたことは住民の方にもっと事前に言うべきことです。決める前に言うことですよね。

先ほど行政責任と言われましたよね。行政の責任で一番大事なものは何ですか。住民への説明責任でしょう。それも果たさずに行政の責任なんてないですよ。町長、もう6期目でしょう。そんなこと十分分かっておられますよね。住民との協働なんてずっとずっと言われてたわけですからね、そんなこととっくに分かっておられると思ってきましたよ。何も分かっておられなかったわけですよ。まずはこれをちゃんとするっ

ということが求められたんじゃないですか。

町長、本当にね、一回、回られたらどうですか。本当にね、こういった思いを無視してこのまま値上げを強行されたら水道会計は一時維持できるかもしれませんよね。ですけども、住民生活はぼろぼろになりますよ。水道がこんな高いところに誰が来ますということになりますよ。こんなことをされていたら、何よりも行政への信頼がぼろぼろになると私は思いますよ。町長、それでもいいんですか。和東町というところは住民との信頼はぼろぼろにしてでも行政責任を果たす、そういう町ですかということですよ。ですから、まだあと少し時間がありますから、今からでもちゃんと判断して、まずやるべきことをやってください。決めてから決めたことを説明するなんていうのは説明じゃありません。ちゃんと意見を聞くっていうことですよ、どこかの総理じゃないですけど。それをまずやっていただきたい。

ここで言っても多分中止しますとは言われなんでしょう。言ったら新聞記事になりますね。ですけど、まだ時間ありますから、本当に責任を果たしたいというんだったら、まず中止してください。それから地域を回ってちゃんと意見を聞いてあげてください。上げたらどうなるのか聞いてあげてください。それが町長の責任ですよ。これは強く要望しておきたいと思います。それぐらいのことは分かる方だと思いますので、よろしくお願いします。

次にですね、高齢者の負担軽減についてですけども、これもですね、回っておりますと本当に苦しい思いをされているんですね。とにかくこの間、高齢者っていうのは負担続きなんですよ。その上で一番重くなっているのは介護保険なんです。

私が第4段階、第5段階の保険料軽減を言いましたのは、3段階までは国自身が軽減しているんですよ。これは国自身が介護保険料が大変重たいということをも認めたのも同じなんですよ。これは国がやってることなんですよ。だったら、町だってできるでしょう、国がやってるんだから。だから、まだ国はやってないけども、やはり本人非課税というね、ここも低所得者ですよ。まず、こういうときですから、ここに

ついて軽減を実施していただきたいというように思うんです。

例えば、第4段階を本当に僅かですけど、0.95から0.9にする。第5段階を1から0.95にする場合でも、計算したら大体200万円ぐらいでできるんですよ。もう0.5ポイント軽減したとしても400万円ぐらいでできるんですね。十分できるでしょう、町長。そこを決断いただきたいなというふうに思うんです。

介護保険が始まって20年以上経ちますが、初めこれは基本額2,500円ですよ。今、7,600円でしょう。3倍以上になっているんですよ。

その一方で、年金って増えてますか。増えてないでしょう。減ってるじゃないですか。だから、もう状況が変わっているんですよ、町長ね。そろそろ町としても保険料や利用料の減免軽減というのは独自にちゃんと持って、やはりこれだけ負担増に対して守っていくという制度の創設が今こそ必要だと思いますよ。その上でまずこれぐらいのことは私はぜひ町長の判断でやっていただきたい。少しでも保険料が安くなったというふうに安心を広げていただきたいと思うんですよ。

町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これとて一番大きな、住民の皆さんの負担にならない形で制度の維持というのは前提であります。そういう中から慎重に審議を重ねて、最小限の中でやむを得ない線を出していきました。

と言いますのは、介護保険の当初から和束町の対象大きく変わってきております。この内容に応じていくときは、和束町だけで考えられる内容、国制度そのものを検討する内容、多くあろうと思います。私は、今この制度の運用をされている中で、そして、さっきも申し上げましたように、何としても最小限にすむ努力をして、そして内

部で協議しながら、また関係者と協議もしながら決断した内容であります。そういう意味では、一生懸命努力した経過、それを超えていくと制度上でもっと大きいところにも一方では要望はしていかなきゃならないと思いますが、そういったことも含めて、これから何がいいのか、そしてさらに努力すべきところはあるか、これはやっぱりしていくべきだと思いますが、今こうして提案させていただいている内容については慎重に、これしかないという判断を持ってさせていただいた、そういった内容でありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

本当にそこはぜひお願いしたいと思うんです。国に頼むだけじゃなくて、保険者なんですからね、町が運営しているわけですから、町の問題としてこれぐらいのことはできると思いますから、ぜひやっていただきたいと思いますし、今日はこれ以上言いませんが、補足給付というのも8月から、年金収入が年に120万円程度のぐらいの方の介護施設での食費が倍になっているわけですね。ショートステイの利用者についても650円だったものが1,300円とかいうふうに倍になっているんですよ。別にそれでメニューが豪華になるわけ違いますよ。

要は、わらくなんかでも食費というのは大体1,400円程だったと思います。ほとんど変わらないんですよ。補助になってないんですよ。先ほど課長が補足給付を受けておられない方との公平性という話をされましたよね。要は、公平じゃないんですよ、いわゆる所得自身が違うわけですから。そこを埋めるための補足給付だったわけですよ。それを元に戻してしまったら何のための補足給付かっていうことなんです。ですから、やはりこれだけの大変な負担増が実際起こってるわけですから、町として真剣に考えてこういうことにもぜひ目を向けていただいて、町としても府や国に要望するのは当然ですけども、少しでも負担が減るように考えていただきたいという

ふうに思います。

次に、福祉灯油のことなんですけども、先ほど町長は、商品券を11月にお配りしたんでそれで買ってくださって言われましたよね。はっきり言ってもう買っておられます。みんな商品券はガソリンか灯油になるんじゃないかって思うぐらい使ってはると思います。商品券って灯油を買ってもらうためだけの商品券と違うでしょう。幅広くいろんな方がいろいろ買えるようにしようということだと思っんですよね、商店のほうにもね。ですから、ここはやはり福祉灯油というのは、北国とか雪国中心に今年もいろいろされてることなんですけども、そういう寒さをしのぐ上で必要な灯油を購入するときに少しでもそれを安く購入いただいて体を守っていきこうと、生活を守っていきこうというための独自の制度なんですよ。ですから、やはり商品券を配ったからそれでいいだろうということじゃなくて、今回、高齢者のことで話ししてはるんですけども、灯油を買っていただく際のことということで、独自にこれを実施していただきたいと思っんです。

総務課長に確認したいんですけども、これを行う上で、今日、衆議院でも補正予算が通ったらしいんですけども、経済対策の中に原油価格高騰対策が入っているんですね。その中で灯油購入費の助成といったものも想定されております。それをする際に特別交付税で助成した分の半分相当を特別交付税で措置するということが決められております。これはご存じですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、京都府から情報提供をいただいておりますのは、観光庁で使用する際の灯油、また重油の特別交付税措置ということで連絡をいただいておりますが、一般住民向けというのは承知してない状況でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

これは11月12日の金子総務大臣、閣議後の記者会見の中で、総務省としては、「地方自治体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成といった原油価格高騰対策に要する経費に対し特別交付税措置を講じますと。地方自治体が生活や事業者の支援に不安なく取り組めるよう財政支援をしっかりと行ってまいります」と答えております。ですから、いわゆる一般の困窮者とか支援が必要な方に灯油購入費の助成を町が行った場合に、その半分以上を特別交付税措置しますとなっておりますので、これを使えば、ある意味、一定財源的にも助かるわけですから、ぜひ、それも活用いただいてこの冬をそういった措置を取っていただけるように検討いただきたいと思いますと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、コロナ対策とかいろんな対策の中で、国のほうも今いろいろと議論されている。こういった情報というのは私どもも日に日に変わっている状況のときもあります。そういった面に目を向けながら、町としてもそういったことも頭に止めながら検討してまいりたい。

最近では本当にこういうように毎日毎日が、今日はやれないけども、今日中には判断できるというような内容も出てくるか分かりません。そういう時でありますので、今、言われますように、国・府の動きを注視して進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

注視するだけじゃなくて、大臣がそういうふうに言っておられるわけですよ。実際にそういうことが対策の中に、エネルギー科学の影響への対策ということで入ってるんです。ですから、町としてもコロナ禍の下でみんな大変困ってるという状況をしっかりつかんでいただいて、京都府から言ってこないと分からんとかじゃなくて、自分からちゃんと情報も得て、例えば、今度の経済対策の中でもどういう支援策があるのか目を光らせて、これは使えるということがあれば迅速に活用してできることをやっていくと。

灯油でも18リットルで税金を入れたら2,000円を超えますよね。どこかのホームセンターで見たら、1リットル104円って書いてありました。だから、本当に一時期のことと比べたら、18リットルで500円から700円ぐらい高いんじゃないですか。そういう意味では、特に年金生活者には厳しい価格になっておりますし、前にも申入れもしましたけど、ぜひ、そこは検討いただきたいと。迅速に実施できるように検討を強く求めておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、補聴器の関係なんですけども、やはり今この問題というのは、特に認知症の予防であるとかいうものに大変効果があるとかね、大事な施策だと言われているんです。

例えば、これは長野県の南木曾町というところがこの4月から補助制度をスタートされました。対象者は65歳以上の町民で、上限3万円で補助をされております。いわゆる障害者手帳がないということじゃなくて、先ほど言われたように、加齢による聴力の衰え、そういうところに対して補助をしていくというのがこの補聴器の補助の大事なところなんですね。耳が遠くなるとどうしても人とのコミュニケーションが取りにくくなります。そういう中で家の中に入りがちになるし、外に出にくくなる。認知症の発症にもやはりつながっていくということが言われております。南木曾町というのは人口、大体4,000人の町なんですね。ですから、ほとんど和束と変わらな

いんです。山間の町でよく似たところなんですね。高齢者も多いところですよ。そういうところで認知症になればどうしても施設に行ったりとかいうことになってきますし、いわゆる介護保険とかの費用もかかってきます。医療費にもかかってきます。そういう意味でも、補聴器を適切に使うことによって元気に日常生活を送れる条件というのを広げられると思うんです。ですので、一度、町として、京都府や国が適用を広げていただくことも大事なんですけども、町としてこういった制度を導入していくということをぜひ検討していただきたいと思うんです。

これは課長で結構ですけども、担当課として、京都府に言うだけじゃなくて、町としても検討課題としていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

多分、私の記憶では、二、三年ほど前にも岡本議員のほうから同様の質問をいただいております、このときにつきまして、特に40代とかのところ辺のお話も当時はいただいていたと思います。当然ながら、若い年代のところにつきましては医療保険等というような活用というのも考えていただかなければいけないところではございますが、今ありましたように、やはり高齢者で手帳の取得のところまでもいかない方というのは確かにいらっしゃいます。

現在の時点では、当然、主治医の方とご相談いただいた中で、医療もしくは手帳の保持のところにつなげていきたいなと思っておるところでございますが、おっしゃられるとおり、これにつきましては、耳が聞こえないというところで認知症のほうに移行するというのも既に世間でも言われていることでございますので、できるだけこういうことが前に進んでいけるように、前回のときもそうですけど、京都府下ではまだなかなかそういう制度をされているところも少ないようでございますが、いろいろと研

究していきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひよろしく願いしたいというふうに思います。

それと、あと、シルバー人材センターについては、先ほどできるだけ早くということでは言っていたいておりますけども、その言葉を聞いてもう何年も経っておりますので、やはり来年度とか含めて、本当に早く立ち上げていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

それで、あと2分ですので、気候危機の関係で、先ほど非常事態宣言、また排出ゼロの表明というものも検討していくということでしたけども、気候危機の問題というのはかなり差し迫った問題なんですね。ですので、検討するにしても1年ぐらいで町を挙げて検討いただいて、この間の京都府で最近挙げられたのは与謝野町と宮津市なんですね。非常事態宣言ありますけども、こういったことは本当に今お茶農家の中でも、この間の霜被害が続くことに対して大変気候がおかしいということで危機感を感じておられることも多く聞かれますし、今後の生業の意義という意味でも大変心配されております。そういうことに応えて、やはり町としてはっきりとした方針を早く持っていたきたいというふうに思いますので、その辺、町長、いつかできればじゃなくて、この1年ぐらいでぜひそういった宣言や方針を表明いただきたいなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁させていただきましたように、府内でもやっておられるところはたくさんあります。そういった事情も十分見ながら検討してまいりたいと、このように思い

ます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

農山村のほうがいろんな災害であるとか、いろんなことで実際に被害を受けてるようなところもありますので、ぜひ、そういう危機感も含めて、農山村を守っていくという意味でも危機感を持って早く具体化をしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

最後にですね、これは答弁も要りませんが、初めに言いましたように、水道料金の値上げ、本当に住民の方の危機感というか、怒りは本当に激しいものがあります。私が議会で言って思った以上に、議会は本当にしっかりせないかんと思うぐらいそういう声をたくさん聞いております。

先ほど言いましたように、まずは説明責任をしっかり果たしていただいて、こういった負担増を住民に黙って押しつけないということを重ねてお願いして、終わりたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから14時45分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時45分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第11号の提案理由を申し上げます。

承認第11号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）は、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る先行給付金について、年内に支給するため、予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、議案書のほうよろしくお願いいたします。

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年12月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年12月6日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）

2. 専決理由 子育て世帯等臨時特別支援事業に係る先行給付金について年内に支給するため、予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要す

るため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）

令和3年度和束町一般会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,200万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款国庫支出金、補正前の額が5億2,380万6,000円、補正額1,700万円、計5億4,080万6,000円。

歳入合計、補正前の額36億2,500万円、補正額1,700万円、計36億4,200万円でございます。

おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。

こちらのほうについても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

3款民生費、補正前の額8億1,431万2,000円、補正額1,700万円、計8億3,131万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.11、予算に関する説明書に基づき説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページまでは総括となっております。議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額 1,700 万円、これにつきましては、2 節の児童福祉費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金でございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございますが、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額につきましては 1,700 万円でございます。これにつきましては、3 節、1 0 節、1 1 節の事務費ということで 20 万円の計上を、また 1 8 節負担金補助及び交付金ということで 1,680 万円を、これは子育て世帯への臨時特別給付金先行給付分、1 人当たり 5 万円ということで、国の算定基準に基づき計上させていただいております。

9 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2 番、高山議員。

○2 番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいと思います。

この臨時特別給付金につきましては、給付の時期というのはいつ頃を予定されておられるのか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これの給付につきましては、年内を想定しております。当然ながら、専決させていただきましたので、事務のほうは進めておりまして、今のところ月末28日頃入金できるといことで事務を進めているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

これにつきましては、国のほうで18歳以下というようなことだったと思うんですが、この18歳というのは高校3年生までという認識でよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、高校3年生。ですけれども、当然ながら、留年等々というので時期がずれている方については別でございまして、一応、国では高校生相当は生年月日のほうで区切っていただいておりますので、通常でいきます高校3年生相当までということでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今日も国のほうで予算委員会をされておられましたけれども、いろいろとこれと併せて、後の国のほうでは当初クーポンということで、後の5万円につきまして予定をいろいろと議論になったところでございます。それを受けて、いろんな自治体の中で

一括現金とか、また後で時期をずらして現金とかいうような計画をされておられるところもあるというふうに報道もされております。

本町につきましては、あとの5万円の分についてどのようにお考えなのか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきたいと思います。

今ご質問がありましたように、国のほうでいろいろと議論されているわけでありませう。昨日の発言ですが、今日、明日中にでもこの指針というんですか、はっきりさせますと、こういうことであります。そういう意味では今日中ということになるわけですが、その内容により今日中ですと会期に間に合いますので、その補正等もお願いできたらと、そういう考えであります。

今日、一応確認をきちっと取って、その態度を明確にし、この会期に間に合うようでしたら、これと併せて、こういうことになることをご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

当初、国のほうでは、今回の5万円については予備費で、またあとの5万円については補正予算の中で対象者となる方の卒業時期、また入学時期に間に合うようにというような形で計画されたと思うんですが、本町については、後発の部分の時期についてどのあたりと考えておられるんですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

後発の5万円につきましては、当初は政府が計画しているとおおり、できたら、卒業・入学のタイミングに合わせた形で給付したいなというふうにも考えておりましたが、今の世間のいろんな市町村のご意見、また政府の方針等を鑑みましたが、やっぱりより早く給付するほうが望ましいのかなということで、町長が先ほど述べましたけども、政府の一定の方針、きちっとした形で、和東町に通知いただきましたら、すぐさまその準備をさせていただいて、より早いタイミングでの給付というふうにご考えておるところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

昨日、また一昨日の国のほうの答弁の中でも、先行でやっても、あとの交付金の中で賄うことができる、それも可能だということですので、なるべく早く、卒業、また入学にかかる費用は、やはりそれより前になると思いますので、それに間に合うようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、一定の議論をされましたので、もう一度確認だけしておきたいんですけども、要は、これ自身は先行給付の分なので5万円ということですけども、今、政府の方針をちゃんと受けてからということでワンクッション置いておられますけども、ただ、今いろんなところが表明されていますので、もう一度確認のためなんですけども、基本的に和東町としては現金で給付するということを確認したいのと、それから、取りあえず5万円は28日ぐらいまでに振り込むけども、あとの5万円についてはできるだけ早い時期にということでしたけども、今日の新聞にもありましたけど、京都市な

んかではそれも含めて一括給付するということで決められたという話もありましたし、南山城村も多分そういう話だったと思うんですけども、いわゆる一括給付はできないということなのか、その辺も含めて、現金でいくということと、一括給付についての対応をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からご質問ありました後発の5万円の関係になろうかと思うんですけども、これにつきましては、一応、本町では現金給付の方向で準備のほうをさせていただいてます。

昨日、総理のほうからのコメントがありましたとおりの通知が多分今日来ると思うんですけども、今日、明日中に来ましたら、その準備を整えまして、タイミングが合いましたら28日頃給付の先発の5万円に合わせた一括給付の準備も併せて進めていくという形でやっておるところでございます。

それで、給付に係りましてですけれども、先ほど高山議員からもありましたけれども、28日頃、給付をさせていただくんですが、ただ、これにつきましては、児童手当の給付させていただいているところでないとは私どもといたしましても口座情報等を持ち合わせておりません。国もそちらのほうにプッシュ型での給付ということになりますので、高校生以上のお子さんしかいらっしゃらないご家庭につきましては申請していただいてからということになりますので、年内給付は事務的に若干無理かなということでもありますので、そちらのほうだけご了承よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる今、基本的に現金でいくことと、いわゆる児童手当の部分で対応できる分については一括給付という方向で今、進めようとしているということで確認したいと思います。

ということは、今度の会期中の21日に提案される補正予算にそれを反映するということだと思いますけども、対象になるような方というか、子育ての方とかにも声も聞いてましてね。一体どうなるのかという話もありましたので、今の高山議員の議論も含めてははっきりしたと思いますので、またお伝えしていきたいと思うんですけども、今ありました高校生というか、児童手当にかからない部分についてなんですけども、申請が必要だと。要は、口座情報を持ってないからということなんですけども、その辺の方がそれを申請するという意味で、行政としては誰が高校生ということはつかんでないということですよね。だから、そこをできるだけ早くね、それはそれでやっばり迅速に申請を促していくという意味ではどういう方法を取られますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

先発の5万円の分につきましては、もう既に住民のほうにご通知を差し上げているところがございます。当然ながら、住民のほうには5万円の通知しかさせていただきませんので、これにつきましては、この金額が10万円の一括給付となりましたら、その10万円に変更になったという通知を送らせていただくと。

ただ、先発で既に7日の火曜日に郵送で、8日には早い家では着いていると思うんですけど、その通知の中に申請も入っておりますので、随時申請していただけるというふうに思っておりますので、その申請を一定整えましたところで、すぐの給付というふうに考えているところがございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、町として独自に高校生・大学生の給付金についても今ずっと申請とか、また給付もしていただいていると思うんですけども、基本的に、ある意味、情報を自分でつかんで申請して給付していただくという形を取っております。そういう点ではどうしても情報が行き渡らないという方も残される危険性もありますので、そこは極力ないように広報も周知いただくし、いろんな形で伝わるようにやっていただきたいと思いますので、漏れなく対象者に渡るように、そこはお願いしたいというふうに思いますので、そこだけもう一回だけお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、今、岡本議員からもありましたように、町独自の中で就学応援給付金のほうを出させていただいている高校生世帯につきましては、一定、情報をつかんでるところもありますが、なかなかその口座を使うというわけにもきませんので、ただ、対象者についてはそれによりましておおよそのところはつかめますので、漏れのないように、必ず住民のほう、もし一定の期日で申請とかがまだの方がいらっしゃいましたら、改めて個別に給付の申請のほうをしていただくよう促していこうというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 4 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。

したがって、承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 4 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第 7、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諮問第 1 号の提案理由を申し上げます。

本町に置かれています人権擁護委員 3 名のうち、中嶋 修さんが令和 4 年 6 月 3 0 日付で任期満了となります。つきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求めるものであります。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、諮問第 1 号につきましてご説明を申し上げます。

議案書をお願いします。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第

3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住 所	和東町大字別所
氏 名	中嶋 修
年 齢	65歳

令和3年12月15日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページをお願いいたします。

資料No.1 中嶋さんの略歴書をつけておりますので、ご覧ください。

それでは、中嶋さんについてご説明させていただきます。

中嶋さんは、令和元年7月1日より法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として住民の人権擁護、人権啓発にご尽力いただき、現在1期目、3年にわたり務めていただいております。

人権問題に対し深い理解と経験があり、温和な人柄で、正義感が強く、地域住民からの信頼も厚く、また、今後においても活発な活動が期待できる適任者であると思われれます。

以上のことより、令和4年6月30日をもって任期満了となります中嶋さんを再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき諮問させていただいた次第です。

どうかご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思えます。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおり異議のない旨を答申したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問されましたとおり異議のない旨、答申することに決定いたしました。

日程第8、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第2号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員3名のうち2名の任期満了に伴い、松田義彦氏、山口勝己氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたく、提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから説明を続けさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記

住 所 京都府相楽郡和束町大字白栖

氏 名 松田義彦

年 齢 69歳

もう一人のお方につきまして、

住 所 京都府相楽郡和東町大字別所

氏 名 山口勝己

年 齢 73歳

令和3年12月15日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

資料No.2ということで略歴書を添えております。

まず、松田様につきましては、職業が農業でございます。

委員歴につきましては、平成30年12月20日から固定資産評価審査委員会委員を就任していただいております。

また、お二人目の山口勝己氏でございますが、職業のほうは無職でございます。

委員歴が今回が初めてということでございますが、山口氏につきましては、和東町議会議員として長年の経験を持っておられます。学識経験者として推薦をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る12月21日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時11分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 2 月 24 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃

和東町議会議員 藤 井 清 隆